

上田市ごみ処理基本計画

[令和5年3月]



上 田 市

目 次

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

1 計画策定の目的	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間と対象区域	3

第2節 上田市の概況

1 沿革	5
2 人口動態	5

第2章 ごみ処理の現状と課題

第1節 ごみ処理の現状

1 ごみ処理体制	6
(1) ごみの分別区分	6
(2) 収集運搬体制	7
(3) 中間処理と最終処分	9
(4) ごみ処理体系	10
2 ごみ処理の実績	13
(1) 年間排出量	13
(2) 可燃ごみ	15
(3) 不燃ごみ	17
(4) 資源物（品目別資源物回収量）	18
3 ごみ処理費用の推移	19
(1) 年間ごみ処理費用	19

第2節 課題の抽出

1 ごみ減量・再資源化の課題	20
2 情報発信、啓発活動に関する課題	21
3 ごみの適正な処理、施設の適正管理に関する課題	22

第3節 これまでの取り組みの評価

1 計画目標に対する達成状況の評価（中間評価）	24
2 各施策の実施状況の評価	26
3 K P I（重要業績評価指標）の評価	30

第3章 基本理念と基本方針

第1節 基本理念

1 基本理念	32
--------	----

第2節 基本方針

1 基本方針	33
--------	----

第4章 計画目標値の設定

第1節 将来人口推計

1 将来人口推計	35
----------	----

第2節 ごみ排出量の推計

1 ごみ排出量の推計	36
------------	----

第3節 目標値の設定

1 目標値の設定	40
2 目標値設定の考え方	41
(1) ごみの総排出量（1人1日あたりのごみの排出量）	41
(2) 可燃ごみ排出量（家庭系・事業系）	42
3 K P I（重要業績評価指標）の設定	45
(1) リサイクル率と最終処分量	45
(2) 不燃ごみ排出量	45
(3) 容器包装プラスチックごみ排出量	45
(4) 資源物	46

第5章 目標達成のための施策

第1節 個別施策

1 協働による3Rでごみ減らし	47
①市民の役割	47
②事業者の役割	48
③行政の役割	49
2 「ごみを減らす」暮らしへの提案	51
①わかりやすい情報発信	51
②積極的な啓発活動	52
③環境教育の充実と推進	52
3 適正な処理と安心快適なまちづくり	53
①効率的な収集体系の確立	53
②適正な処理体制の構築	53
③ごみ処理費用の抑制	54
④不法投棄対策	54
⑤災害への対応	54

第2節 計画の周知・啓発と進行管理

1 計画の周知・啓発	55
2 計画の進行管理	55

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

1 計画策定の目的

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項に基づき、同法の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため策定する計画です。

2 計画の位置付け

本計画は、市が長期的・総合的視点に立って、一般廃棄物の計画的な処理の推進を図るための基本的な方針であり、ごみの発生抑制及び排出抑制から最終処分に至るまでの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものです。

策定にあたっては、国、県の計画等を踏まえるとともに、関連する市の上位計画に基づき策定することとします。（図1）

なお、本計画で対象とする一般廃棄物は家庭系ごみ及び事業系ごみとし、し尿、浄化槽汚泥及び雑排水汚泥は対象外とします。

【上位計画】

①第二次上田市総合計画【後期まちづくり計画】（令和3年度～令和7年度）

第二次総合計画（後期まちづくり計画）では、市を取り巻く社会情勢の変化や、将来のまちの姿を展望して見えてくる変化・課題とその課題を克服する姿を踏まえ、基本構ちづくりビジョン）に掲げる将来都市像の実現を目指しています。

「ひと笑顔あふれ 輝く未来につながる 健幸都市^{けんこう}」とする将来都市像に向け、まちづくり計画（後期5か年計画）において、豊かな環境を未来につなぐため、環境負荷低減へ持続可能な体制づくりを図り、循環型社会の形成を推進することとしています。

②第二次上田市環境基本計画

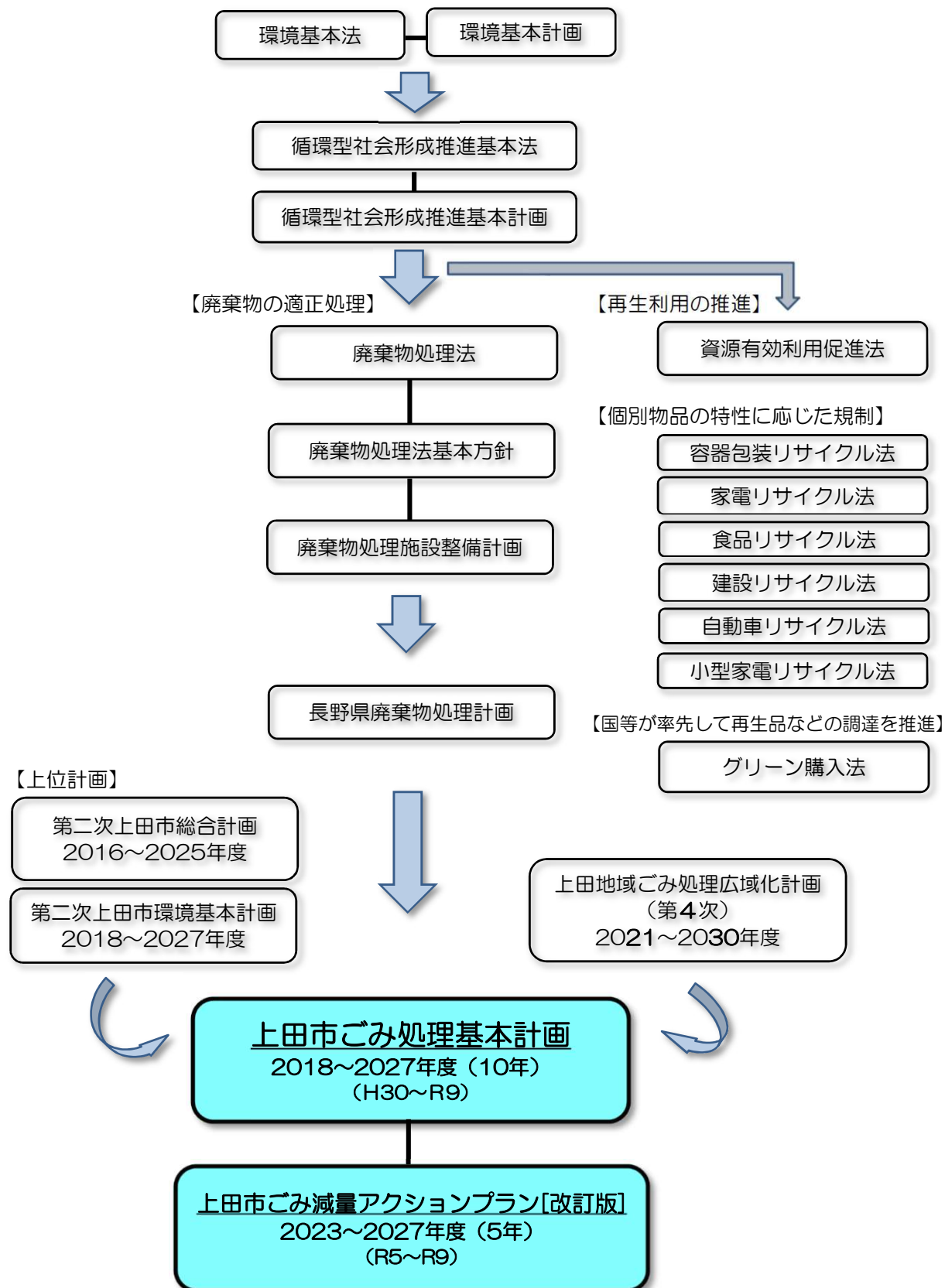
第二次上田市環境基本計画（2018～2027年度）は、「上田市環境基本条例」に示された基本理念を実現するため、本市における環境の保全及び創造に関する目標や施策大綱、配慮指針を示す、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる環境分野の最上位計画です。

環境ビジョンを「光・緑・人が輝く 自然環境共生都市 うえだ」として、上田市の自然や景観などを、輝く太陽の力（光）、高原や里山の豊かな緑（緑）を、人々が連携しともに支えあうことで、新たな環境を創造していく姿を描いています。

③第4次ごみ処理広域化計画

第4次ごみ処理広域化計画（令和3年度～令和12年度）は、上田地域圏の市町村で構成される上田地域広域連合において、ごみ処理の広域化に向けた、今後の取組について指針となる基本的な考え方を示したものであり、総合的かつ計画的にごみ処理の広域化による循環型社会の構築を目指しています。

図1 ごみ処理基本計画と他の計画等との関係



3 計画の期間と対象区域

本計画は、2018年度から2027年度（平成30～R9）までの10年間を計画期間とします。

また、策定にあたりPDCAサイクル（図2）における継続的な評価・検証により、概ね5年ごと、または、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合に見直しを行います。

【関連計画の期間】

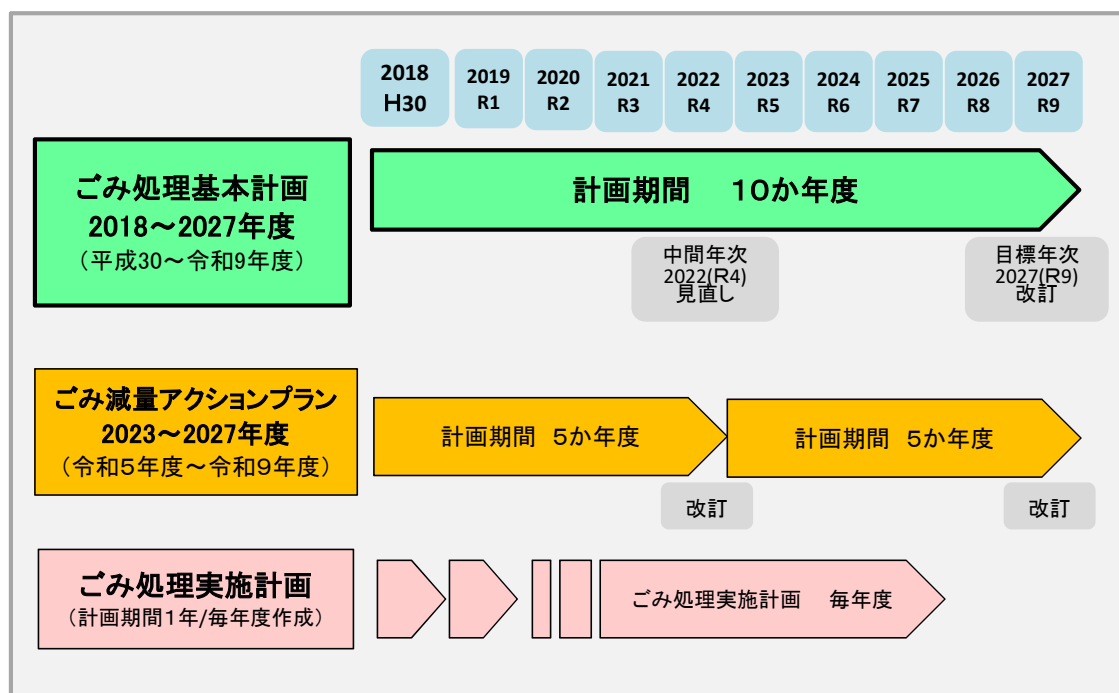
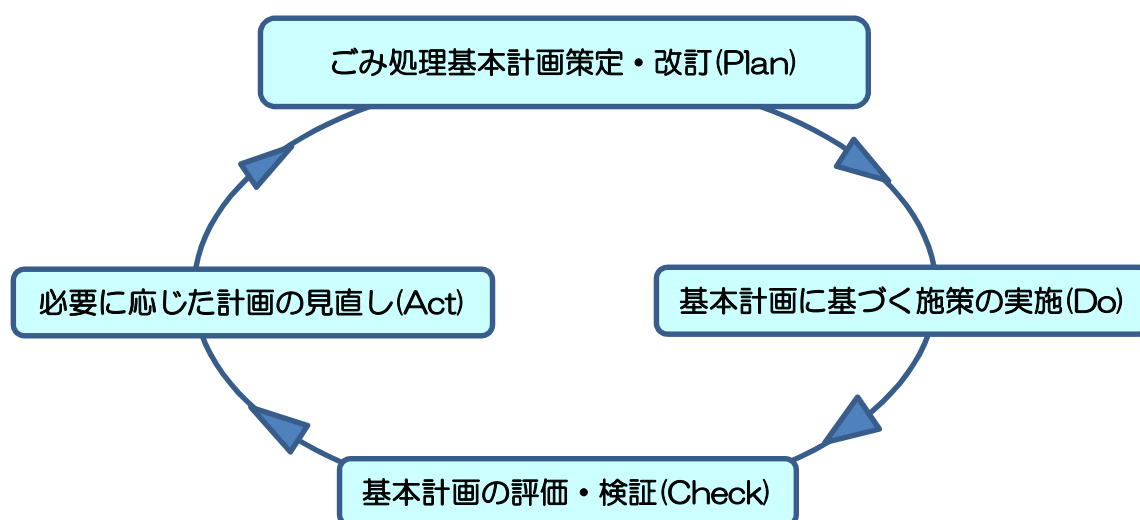


図2 計画のPDCAサイクル



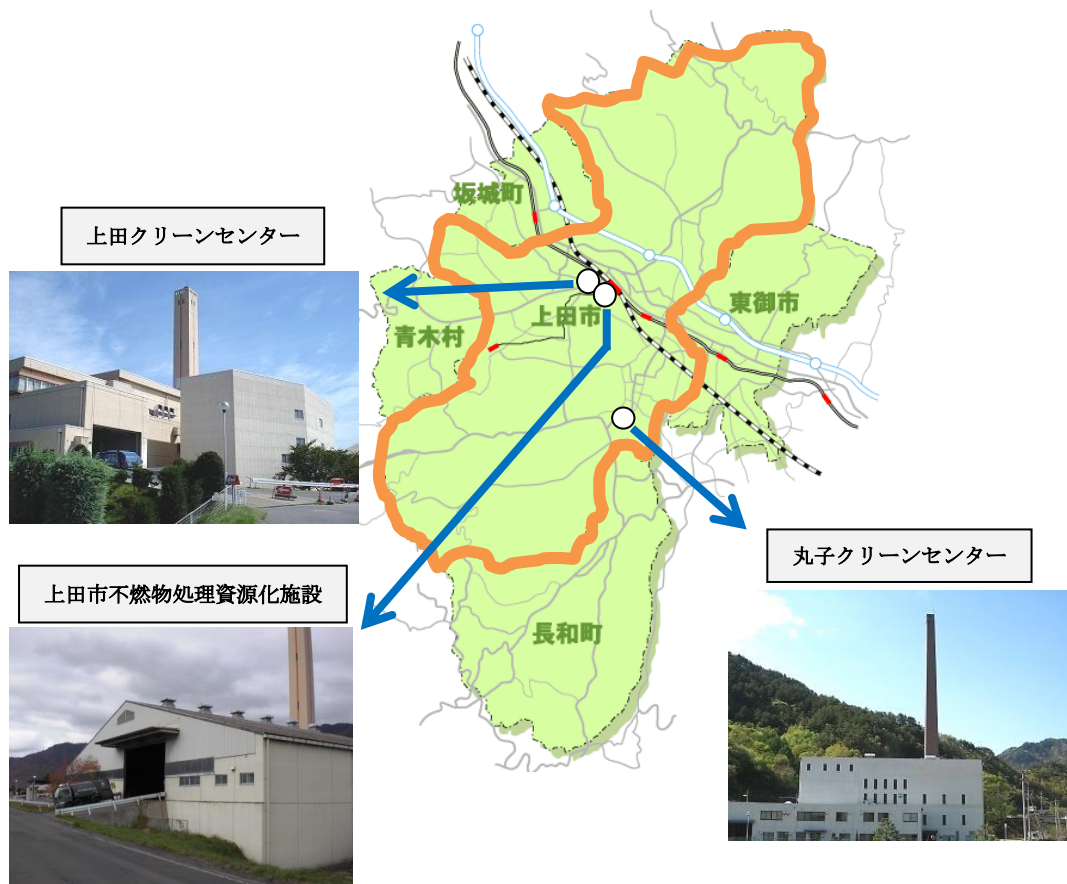
【対象区域】

計画対象処理区域は、上田市全域とします。

なお、一般廃棄物のうち可燃ごみについては、上田地域広域連合（上田市、東御市、長和町、青木村）が所管する上田クリーンセンター、丸子クリーンセンターの焼却施設により処分されています。

また、不燃ごみについては、市が所管する不燃物処理資源化施設で中間処理が行われており、一部は民間事業者による施設へ処理を委託しています。

施設の概略位置は下図のとおりです。



第2節 上田市の概況

1 沿革

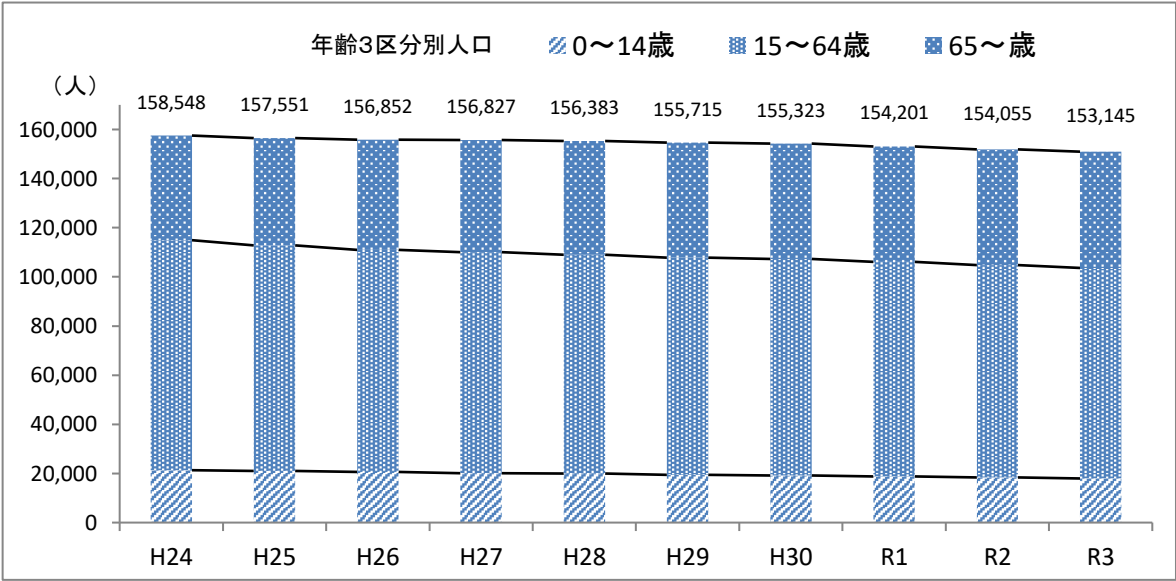
上田市は、平成18年3月に旧上田市、丸子町、真田町、武石村の1市2町1村による新設合併によって新生上田市が誕生しました。市域の面積は、552.04平方キロメートル、人口約15.3万人を擁する長野県東部に位置する中核都市です。

北は上信越高原国立公園の菅平高原、南は八ヶ岳中信高原国定公園の美ヶ原等の山々や高原に囲まれ、豊かな自然環境に恵まれた地域です。

2 人口動態

令和3年10月1日現在の人口は153,145人で、平成18年の新市合併以降、年々減少傾向にあり、平成24年との対比では10年間で5,403人、約3%の減少となっています。また、年齢3区分別人口では、年少人口(15歳未満)、生産年齢人口(15歳以上65歳未満)の減少に対して、老年人口(65歳以上)は年々増加の傾向にあります。

表1 人口の推移



単位：（人）

年	人口計	対前年比	年齢3区分別人口			
			0～14歳	15～64歳	65～歳	不詳
H24（2012）	158,548	-	21,314	93,623	42,586	1,025
H25（2013）	157,551	△ 997	21,002	91,882	43,642	1,025
H26（2014）	156,852	△ 699	20,627	90,397	44,803	1,025
H27（2015）	156,827	△ 25	20,150	89,926	45,685	1,066
H28（2016）	156,383	△ 444	19,939	89,005	46,373	1,066
H29（2017）	155,715	△ 668	19,464	88,384	46,801	1,066
H30（2018）	155,323	△ 392	19,226	88,011	47,020	1,066
R1（2019）	154,201	△ 1,122	18,835	87,223	47,077	1,066
R2（2020）	154,055	△ 146	18,338	86,410	47,130	2,177
R3（2021）	153,145	△ 910	17,955	85,688	47,325	2,177

出典：長野県推計人口（上田市 毎月人口異動調査10/1現在）

第2章 ごみ処理の現状と課題

第1節 ごみ処理の現状

1 ごみ処理体制

上田市で処理を行っているごみの種類は以下のとおりです。

家庭系ごみ：一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物。

事業系ごみ：事業所から排出される一般廃棄物（事業活動に伴って生じた廃棄物のうち産業廃棄物を除くもの。会社、事業所等で従業員の個人消費に伴って生じた廃棄物も含む）。

※1事業系ごみ…事業者自らの責任によって処理することを原則とし、一部、産業廃棄物以外の可燃ごみに限り、市で処理を行っています。

(1) ごみの分別区分

ごみの分別方法及び収集頻度は合併後、旧4市町村単位のルールにより行われてきましたが、平成19年6月14日の上田市廃棄物処理審議会からの答申を踏まえ、市民負担の公平化や効率的なごみの減量及び資源化を推進するため、平成20年4月1日から市内全域で統一しています。

現在のごみの分別区分については、市内約3,700箇所に設置されている集積所へ、品目別の指定袋に入れて排出するごみと、各自治会、またウィークエンドリサイクル(※2)による資源物回収所で回収されるごみ、さらにはクリーンセンターへ直接搬入により処理されるごみがあります。

市の家庭系ごみの分別状況は表2のとおりです。

※2ウィークエンドリサイクル

市内のスーパー等の駐車場で、自治会回収に出せない市民を対象に、毎月第1から第4土曜日に回収業者、ごみ減量アドバイザー、市役所職員の立会いにより、資源物、危険ごみ、有害ごみの回収を実施。



*本計画においては、「上田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」中に定義する用語とは別に、以下のとおり記載している箇所があります。

燃やせるごみ⇒可燃ごみ

燃やせないごみ⇒不燃ごみ

プラマーク付きプラスチックごみ⇒容器包装プラスチックごみ

資源物⇒紙類、布類、びん、缶、ペットボトル

(第2章において示すごみ処理の実績(P14,19)では、「一般廃棄物処理事業実態調査」における区分に従っているため、資源物に容器包装プラスチックごみ、剪定枝木を含む記載としています。)

平成⇒H

令和⇒R

表2 家庭系ごみ分別区分(R3現在)

分別区分		指定袋	排出場所	具体例
燃やせるごみ		青色	集積所	台所ごみ、リサイクルできない紙類及び布類、本皮類、 枝木・木くず等
プラマーク付きプラスチックごみ		緑色	集積所	プラスチック製容器包装(プラマークの付いているごみ)
燃やせないごみ		赤色	集積所	金物類、合成皮革・ゴム・プラスチック製品、ガラス・ 陶磁器類、小型家電等
有害ごみ	水銀体温計	—	資源物回収所	水銀体温計、温度計
	蛍光管	—		蛍光管、球形蛍光管
	電池	—		電池
危険ごみ	スプレー缶	—	資源物回収所	スプレー缶
	カセットボンベ	—		カセットボンベ
	ライター	—		使い捨てライター、ガスライター、オイルライター
資源物	新聞紙・チラシ	—	資源物回収所	新聞紙・折込チラシ
	雑誌	—		週刊誌・月刊誌等の雑誌、書籍、冊子
	雑誌がみ	—		その他リサイクルできる紙類(紙箱、包装紙、ラップ等の芯など)
	ダンボール	—		ダンボール
	紙パック	—		飲料用紙パック(内側が銀色の紙パックを除く)
	布類	—		綿混入の17品目
	缶類	—	資源物回収所	スチール缶、アルミ缶
	びん類	無色透明	資源物回収所	飲料用、食品用、飲み薬用、化粧品用のびん
		茶色		
		その他の色		
	ペットボトル	—	資源物回収所	PET表示されている飲料類、酒類、醤油の容器
粗大ごみ	燃やせるごみ	—	クリーンセンター	指定袋に入らない燃やせるごみ
	燃やせないごみ	—	民間処理業者	

(2) 収集運搬体制

①家庭系ごみ

一般家庭から排出される燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源物などは、市内各所に設置されているごみ集積所及び資源物回収所に、区別に定められた指定日に市の委託業者が収集します。

このうち資源物、危険ごみ、有害ごみについては、資源物回収所のほか、市内のスーパー駐車場等の指定場所で実施しているウィークエンドリサイクルに出すことができます。

一般家庭から大量に排出される燃やせるごみ、燃やせる粗大ごみ及び事業系の可燃性一般廃棄物は、排出者が自ら上田クリーンセンター又は丸子クリーンセンターへ直接搬入して処分するか、一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託してそれぞれの地域のクリーンセンターへ搬入することを基本としています。

燃やせない粗大ごみは、排出者が自ら一般廃棄物処分業許可業者へ搬入して処分するか、又は一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託して一般廃棄物処分許可業者へ搬入しています。

収集・運搬体制は表3のとおりです。

表3 収集・運搬体制(R3現在)

区 分		収集日	搬入先
燃やせるごみ		週2回	上田クリーンセンター(上田・真田地域)
			丸子クリーンセンター(丸子・武石地域)
プラマーク付きプラスチックごみ		週1回	民間施設(市委託業者)
燃やせないごみ		月2回	上田市不燃物処理資源化施設 (上田地域・真田地域)
			民間施設(市委託業者) (丸子地域・武石地域)
危険ごみ		月1回	民間施設(市委託業者)
有害ごみ		月1回	民間施設(市委託業者)
資源物		月1回	民間施設(市委託業者)
粗大ごみ	可燃	排出者自ら	上田クリーンセンター(上田・真田地域)
			丸子クリーンセンター(丸子・武石地域)
	不燃	排出者自ら	一般廃棄物処分業許可業者

②事業系ごみ

事業者自らの責任によって処理することを原則とし、一般廃棄物収集運搬業許可業者への委託等により処分されています。ただし、廃棄物処理法で規定された産業廃棄物以外の事業系一般廃棄物における燃やせるごみ(一部条件付き※)については、クリーンセンターへの自己搬入により処分することができます。対象外の一般廃棄物及び産業廃棄物は、民間の一般廃棄物処分業許可事業者等へ直接搬入されています。

※可燃ごみのうち、家庭系と区別できない場合、例外措置として「小規模事業者専用指定袋」を使用し、ごみ集積所に出すことができます(個人商店等)。ただし、事前に「自治会の承諾」と「市への申請」が必要です。

(3) 中間処理と最終処分

①中間処理施設

市では、上田地域広域連合が運営している上田クリーンセンター、丸子クリーンセンターの焼却処理施設及び市が運営している不燃物処理資源化施設で中間処理を行っています。不燃物処理資源化施設では、ターンテーブルを使い不燃ごみから資源物を人の手により分別しています。

施設の概要は表4、5とおりです。

表4 焼却施設(R3現在)

施設名 項 目	上田クリーンセンター	丸子クリーンセンター
所在地	上田市天神三丁目11番31号	上田市腰越399番地1
処理能力	200 トン/日 (100トン/24時間×2炉)	40 トン/日 (20トン/16時間×2炉)
処理方式	全連続燃焼式ストーカ炉 (24時間連続運転)	准連続燃焼式ストーカ炉 (16時間連続運転 間欠)
稼働開始年月	昭和61年4月	平成4年4月
灰の処理方法	セメント固化式 (焼却灰、飛灰)	加湿方式(焼却灰) キレート式(飛灰)
搬入地域	上田地域 真田地域 青木村	丸子地域 武石地域 長和町
ごみ処理手数料	基本手数料 20kgまで 400円 超過手数料 10kgまで 200円	基本手数料 20kgまで 400円 超過手数料 10kgまで 200円

表5 不燃物処理資源化施設(R3現在)

施設名 項 目	上田市不燃物処理資源化施設 (市直営施設)
所在地	上田市天神三丁目11番18号
処理能力	20 トン/日
稼働開始年月	昭和61年1月
受入品目	【不燃ごみ】 金属類、ガラス類、陶磁器類、 小型家電品、容器包装以外の プラスチック等
受入処理方法	ターンテーブル選別方式 (選別、再資源化)
残渣類の処理	可燃残渣:クリーンセンター 不燃残渣:最終処分場で埋立処分
搬入地域	上田、真田地域 ※丸子、武石地域は民間事業者の処理施設に委託

②最終処分場

市が管理している最終処分場は、供用開始当初、不燃物処理資源化施設の再資源化できない残渣及び上田クリーンセンターの焼却残渣、固形化した焼却灰を埋立処分していましたが、最終処分場の延命化を図るべく、これらの再資源化ルートを開拓したことにより、焼却灰の75%程度をリサイクル原料として再生利用しています。

下室賀最終処分場への埋立量を少なくしていますが、供用開始から20年以上経過しており、残容量も少なくなっています。

概要は表6とおりです。

表6 最終処分場(R3現在)

施設名 項 目	上田市下室賀最終処分場
所在地	上田市下室賀915番地1外
面積	44,158㎡ (処分場25,000㎡、土採取場19,158㎡)
埋立容量	93,930㎡
埋立方式	・管理型処分場 ・浸出水処理施設 無
使用開始年月	平成8年4月

(4) ごみ処理体系

一般廃棄物として排出される燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源物の処理については、品目ごとに回収場所から収集業者による回収、または自己搬入を経て、中間処理、最終処分が行われています。

現在、市のごみ処理体系は、図3の令和3年度上田市ごみ処理フロー図に示すとおりです。

図3-1 令和3年度上田市ごみ処理フロー図（燃やせるごみ・燃やせないごみ）

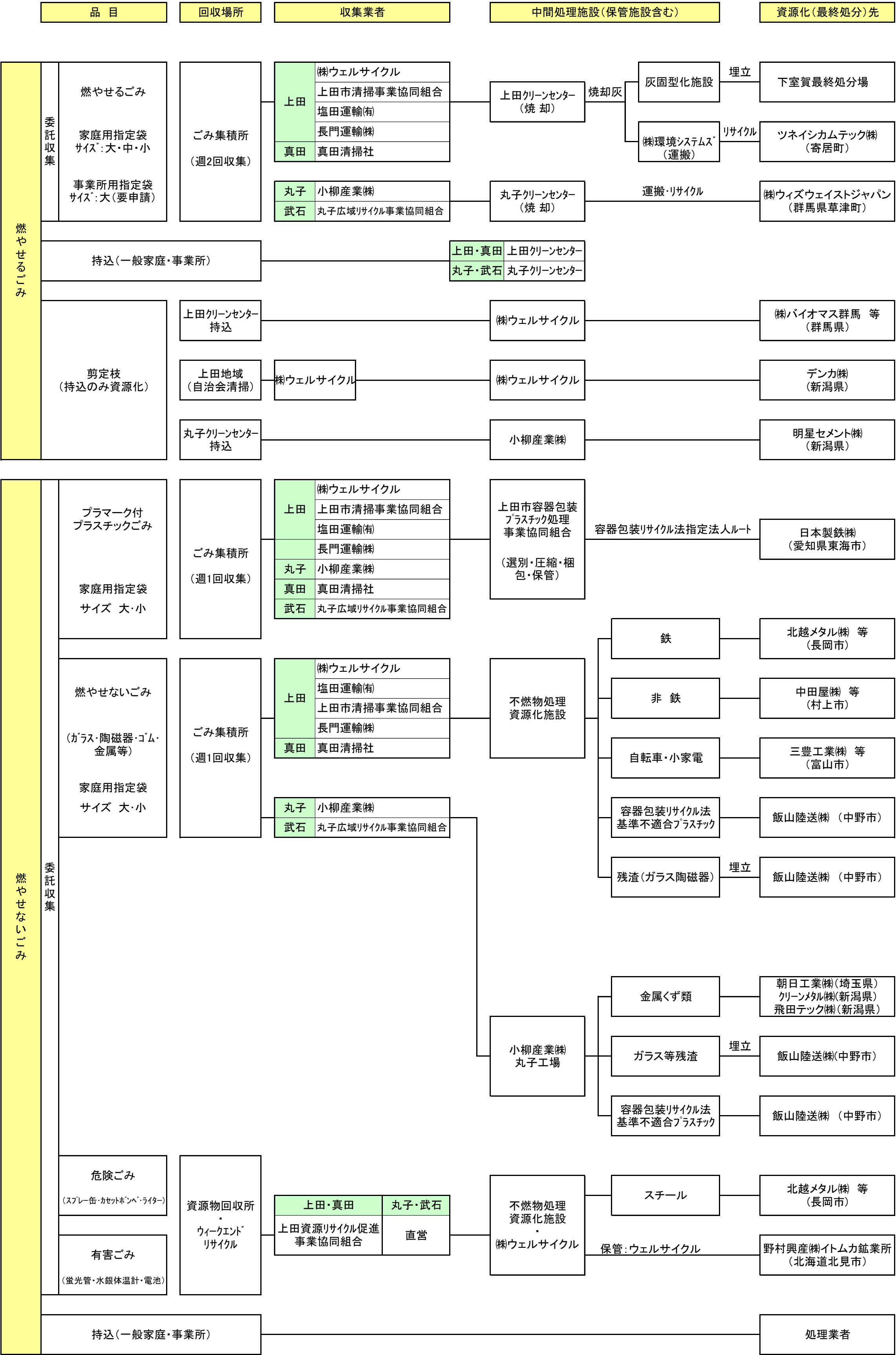
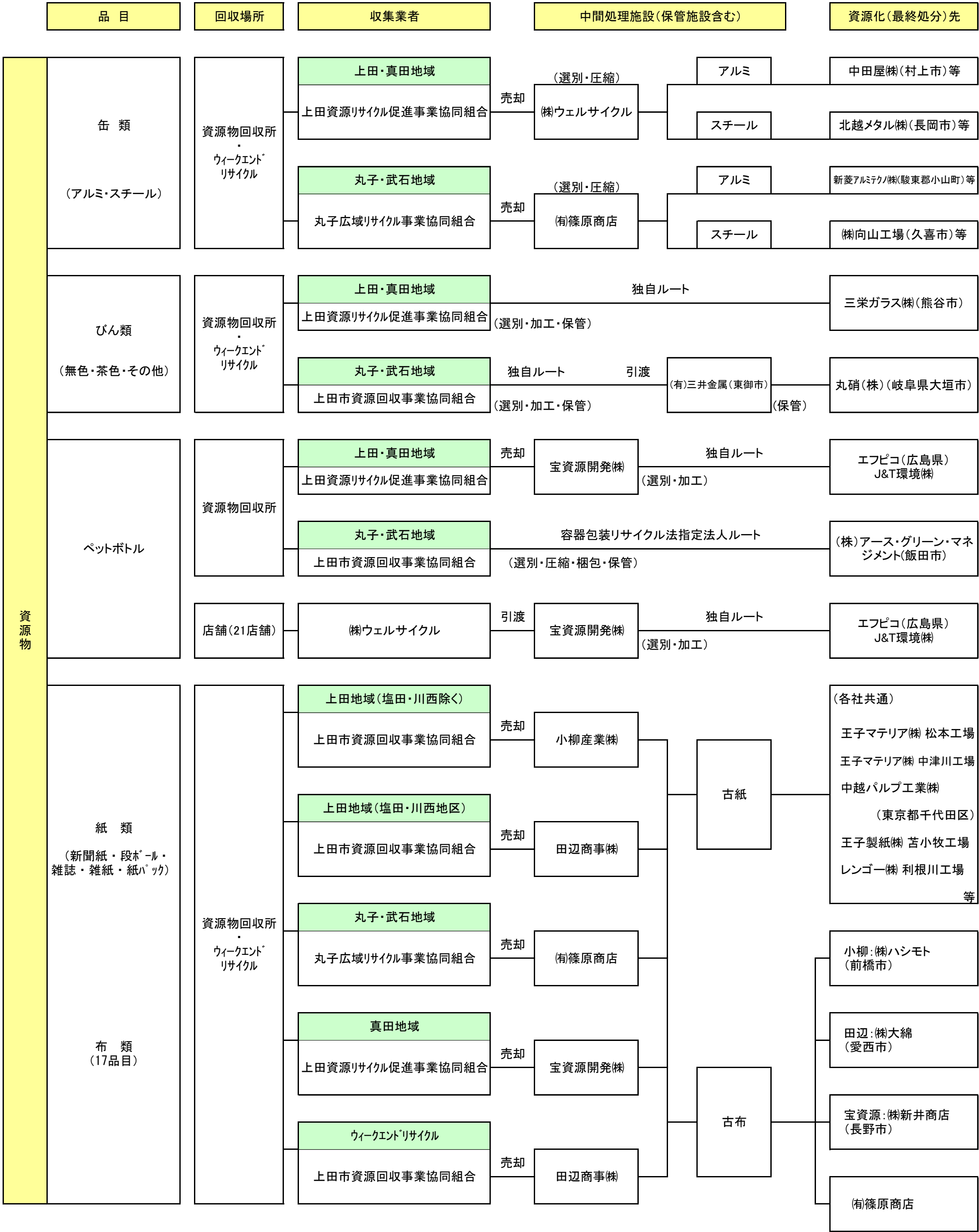


図3-2 令和3年度上田市ごみ処理フロー図（資源物）



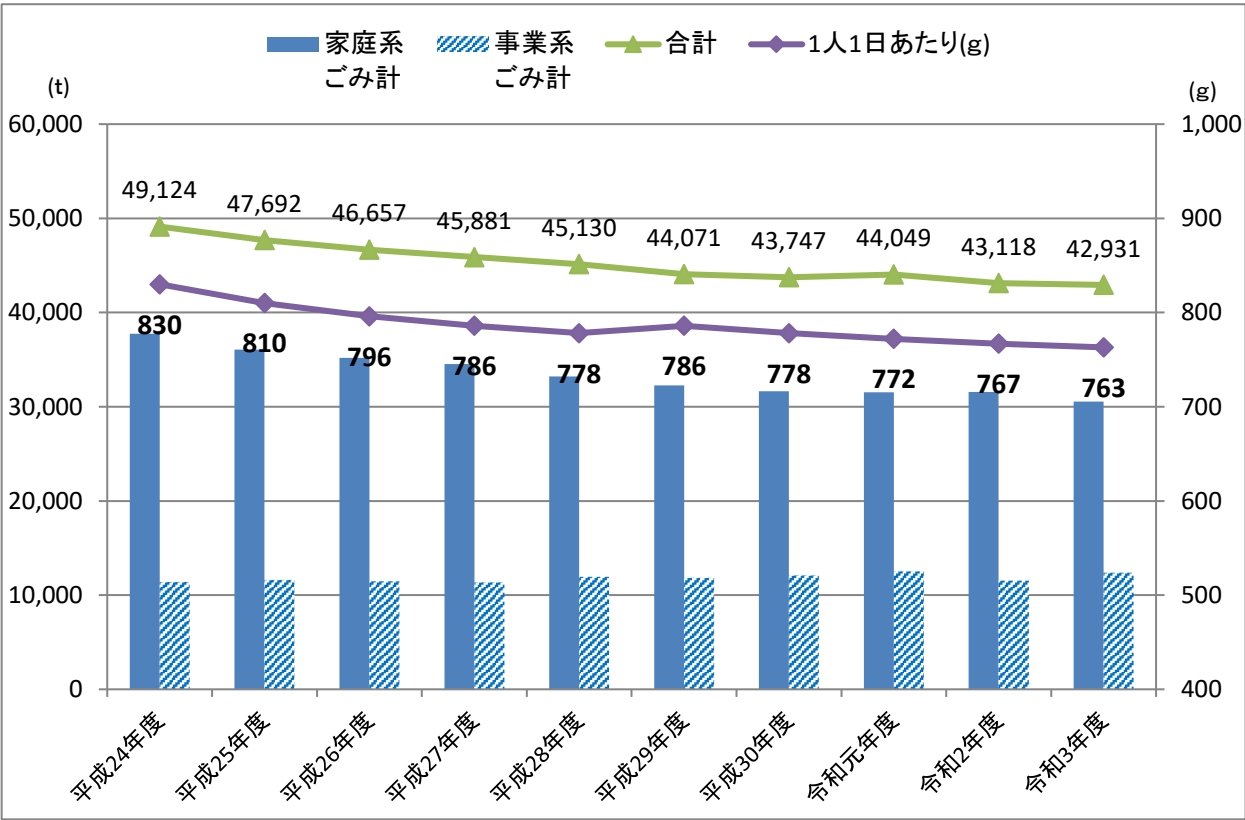
2 ごみ処理の実績

(1) 年間排出量

平成18年の市町村合併後、平成20年4月に市内全域でごみの排出方法の統一を行い、ごみの年間排出量は年々減少傾向にあります。

また、人口減少による排出量の自然減少だけでなく、市民の減量・再資源化への持続的な取組の成果として、1人1日あたりの量も年々減少しています。

表7 年間排出量の推移（家庭系、事業系別）



(単位：t)

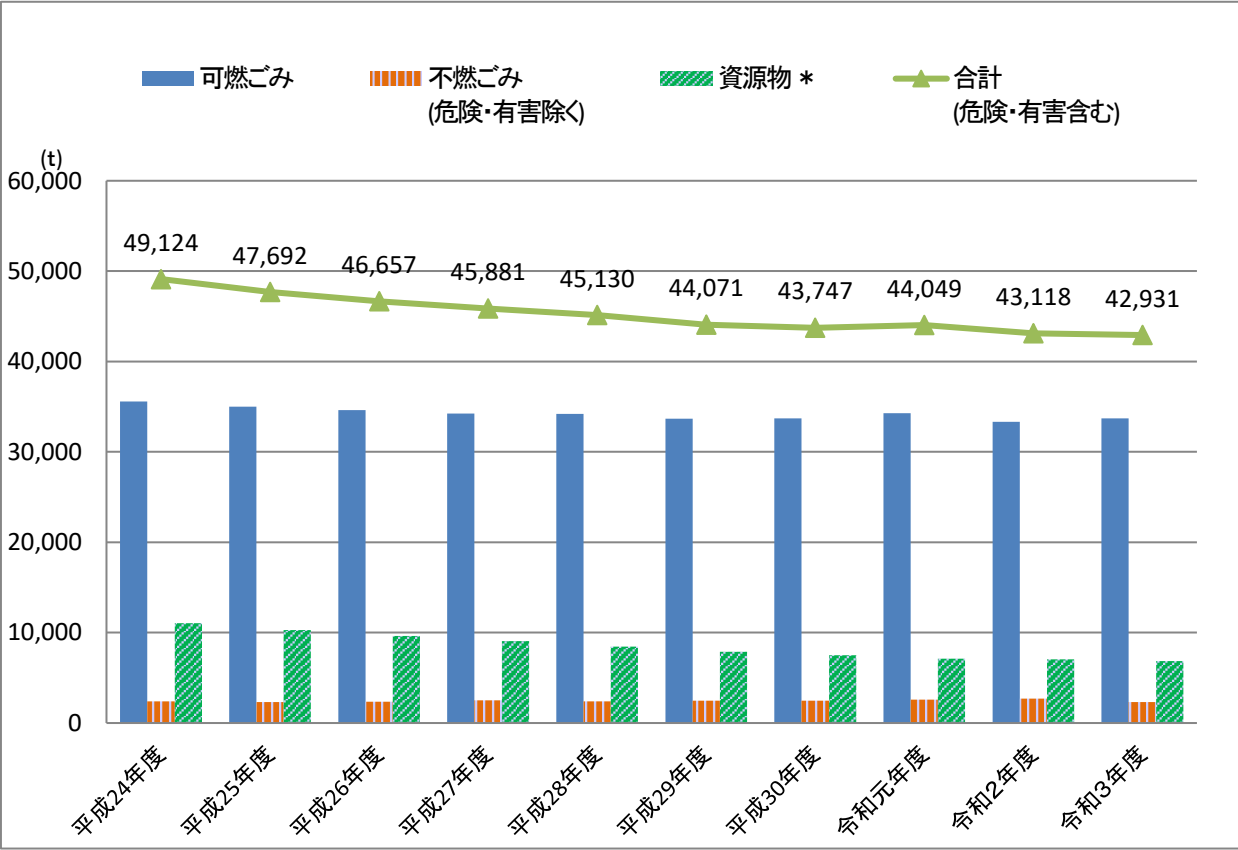
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
家庭系ごみ計	37,728	36,074	35,194	34,536	33,199	32,256	31,644	31,515	31,572	30,554
事業系ごみ計	11,396	11,618	11,463	11,345	11,931	11,815	12,103	12,534	11,546	12,377
合計	49,124	47,692	46,657	45,881	45,130	44,071	43,747	44,049	43,118	42,931
1人1日あたり(g)	830	810	796	786	778	786	778	772	767	763

出典：「一般廃棄物処理事業実態調査」

*家庭系ごみ計に剪定枝木量含む

*1人1日あたりの排出量は住民基本台帳人口及び一般廃棄物処理実態調査から算出

表 8 年間排出量の推移（品目別）



(単位：t)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
可燃ごみ	35, 592	34, 999	34, 622	34, 245	34, 210	33, 658	33, 696	34, 265	33, 323	33, 692
不燃ごみ (危険・有害除く)	2, 401	2, 332	2, 341	2, 505	2, 396	2, 463	2, 489	2, 575	2, 686	2, 319
資源物 *	11, 048	10, 284	9, 616	9, 055	8, 452	7, 880	7, 491	7, 134	7, 026	6, 843
合計 (危険・有害含む)	49, 124	47, 692	46, 657	45, 881	45, 130	44, 071	43, 747	44, 049	43, 118	42, 931

*資源物：紙類、布類、びん、缶、ペットボトルの数量に、容器包装プラスチックごみ、
剪定枝木量を含む値

(2) 可燃ごみ

上田クリーンセンター及び丸子クリーンセンターで処理される可燃ごみ量については、市民の減量、再資源化への取組の成果により、平成24年度以降減少傾向にあります。

一方、平成30年度から令和3年度にかけては、新型コロナウイルスの影響と見られる可燃ごみ量の増減が見られます。

【家庭系ごみ】

家庭系可燃ごみの排出量は、令和3年度が21,315トンであり、5年前の平成28年度の22,279トンと比較すると、964トン、約4.3%減少しています。

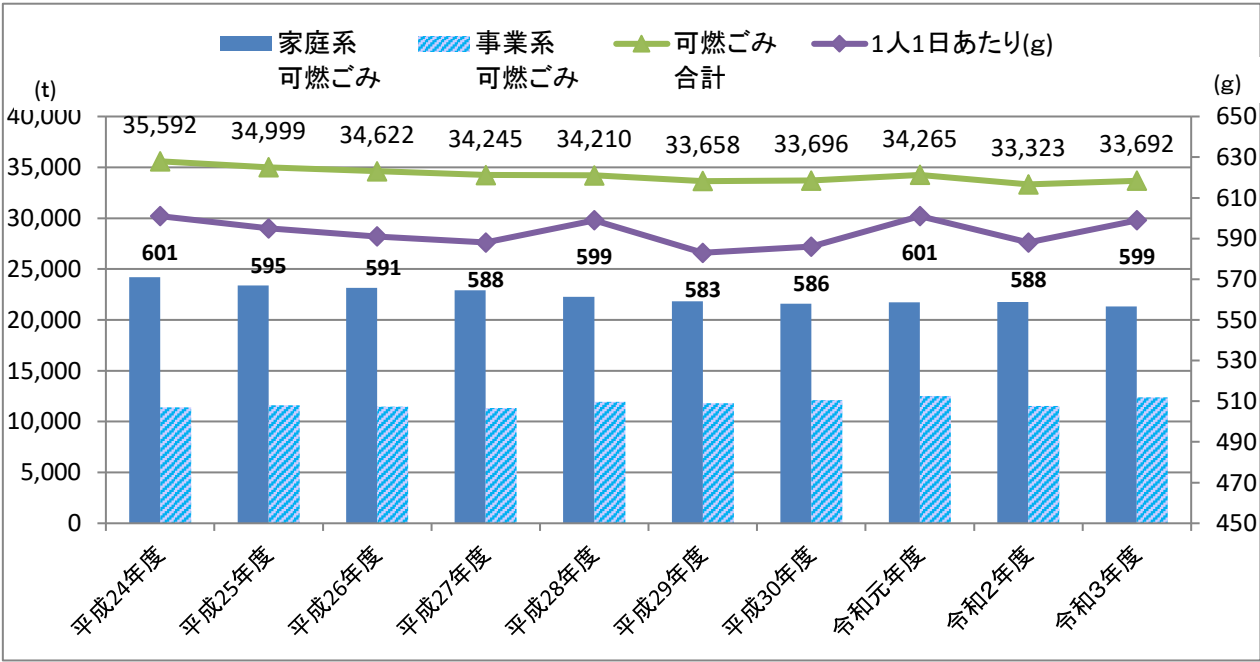
令和3年度は、前年度対比、462トンの減少となりました。

【事業系ごみ】

事業系可燃ごみは、年間排出量が概ね11,000トンから12,500トンの間で推移しています。過去10年間に於いて、家庭系可燃ごみの排出量が減少傾向にあることに対して、事業系可燃ごみはほぼ横ばいの状況が続いています。

また直近の5年間では、新型コロナウイルスによる事業活動の低下や、自粛要請の解除によるリバウンドなど、ごみ量の増減が見られます。

表9 可燃ごみ量の推移



(単位：t)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
家庭系可燃ごみ	24,196	23,381	23,159	22,900	22,279	21,843	21,593	21,731	21,777	21,315
事業系可燃ごみ	11,396	11,618	11,463	11,345	11,931	11,815	12,103	12,534	11,546	12,377
可燃ごみ合計	35,592	34,999	34,622	34,245	34,210	33,658	33,696	34,265	33,323	33,692
1人1日あたり(g)	601	595	591	588	599	583	586	601	588	599

*1人1日あたりの排出量は住民基本台帳人口から算出

【可燃ごみの組成分析結果から減量・再資源化のターゲットを探る】

クリーンセンターに持ち込まれた全ての可燃ごみにおける組成分析
(平成29年から令和3年度分析結果)

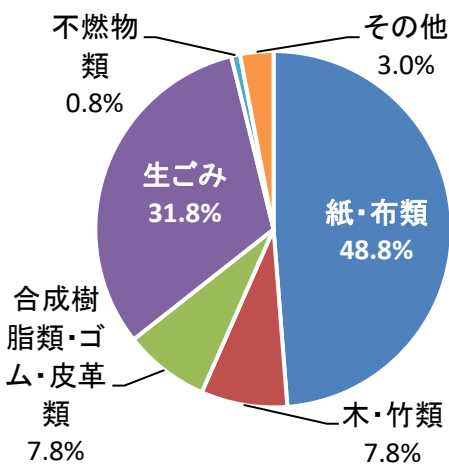
上田クリーンセンター及び丸子クリーンセンターにおいて定期的を実施する「可燃ごみ物理組成分析」の過去5年間の結果の平均を下表に示します。

上田クリーンセンターでは、上田、真田地域及び青木村の可燃ごみを、丸子クリーンセンターでは、丸子、武石地域及び長和町の可燃ごみを処理しており、それら地域から収集または持ち込まれた可燃ごみの性状を表しています。

可燃ごみに占める水分は、上田クリーンセンターでは65.3%、丸子クリーンセンターでは50.3%と半分以上であり、生ごみは水を切って出すことの重要性が改めて分かります。

物理組成を見ますと両施設ともに可燃ごみの中に、紙・布類、生ごみの含有量が高く、雑がみ類を資源物回収に出しやすくする工夫や、家庭と事業所から発生する生ごみを資源化の取組により減量の余地があります。

可燃ごみ物理組成分析



～本調査により推計されること～

- 生ごみ（厨芥類）調理くず、残飯など
➤➤➤市全体で年間約10,700トンと推計されます。
- 紙・布類
➤➤➤市全体で年間約16,400トンと推計されます。
- 不燃ごみ（金属類、合成皮革、ゴムなど）
➤➤➤市全体で年間約2,600トンと推計されます。

三成分				(%)
施設名	水分	可燃分	灰分	
上田クリーンセンター	65.3	31.2	3.5	
丸子クリーンセンター	50.3	44.6	5.1	

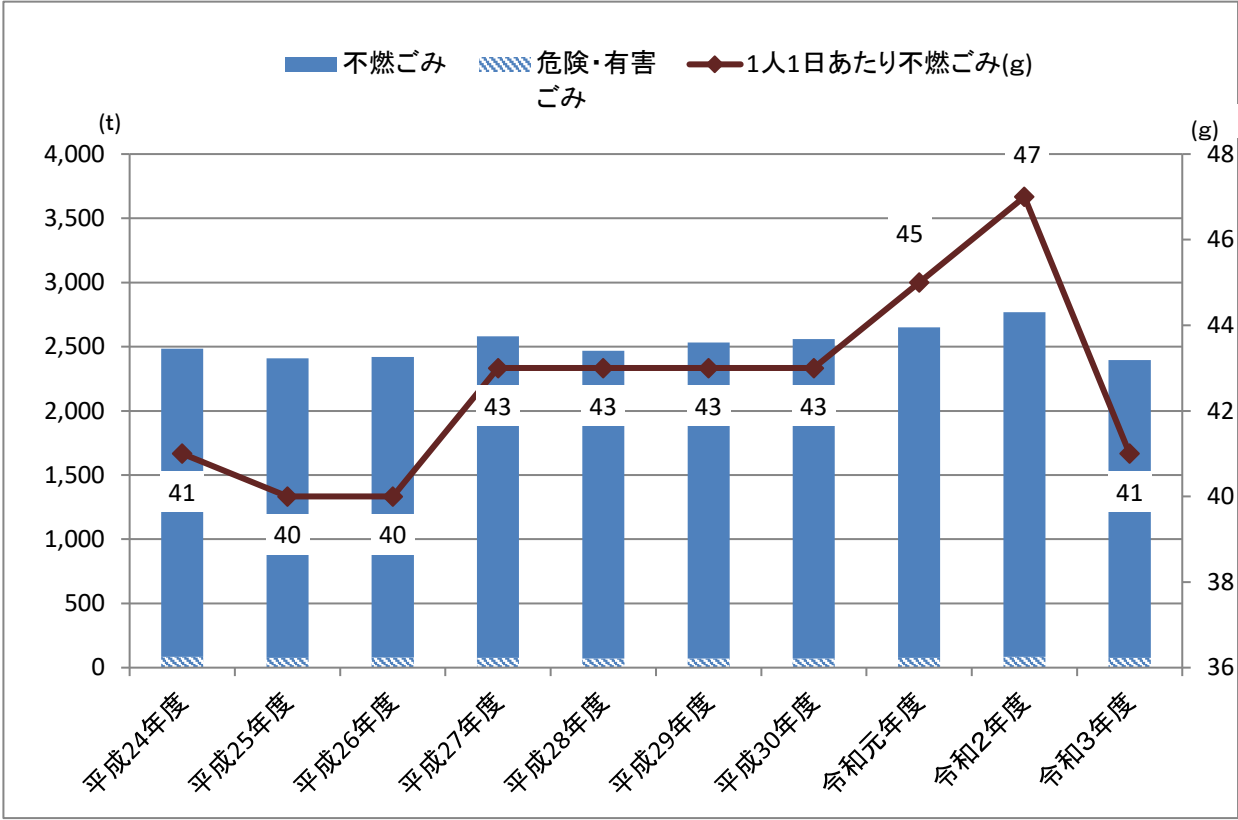
— 考察 —
これらの組成分析結果から、可燃ごみの減量において、以下の取組を推進することが重要であると考えられます。

- 可燃ごみ減量のポイント！**
- 生ごみの水切り・資源化（堆肥化）の推進
 - 雑がみ・古着類・剪定枝木の再資源化
 - 不燃ごみなどの分別の徹底

(3) 不燃ごみ

不燃ごみの年間排出量については、平成24年以降、ほぼ横ばいの状況が続いています。
また、令和元年度から2年度にかけて増加しましたが、これは令和2年10月から全市において収集回数を週1回から月2回に変更したことによる駆け込み排出による増加と推測されます。

表10 不燃ごみ量の推移



(単位：t)

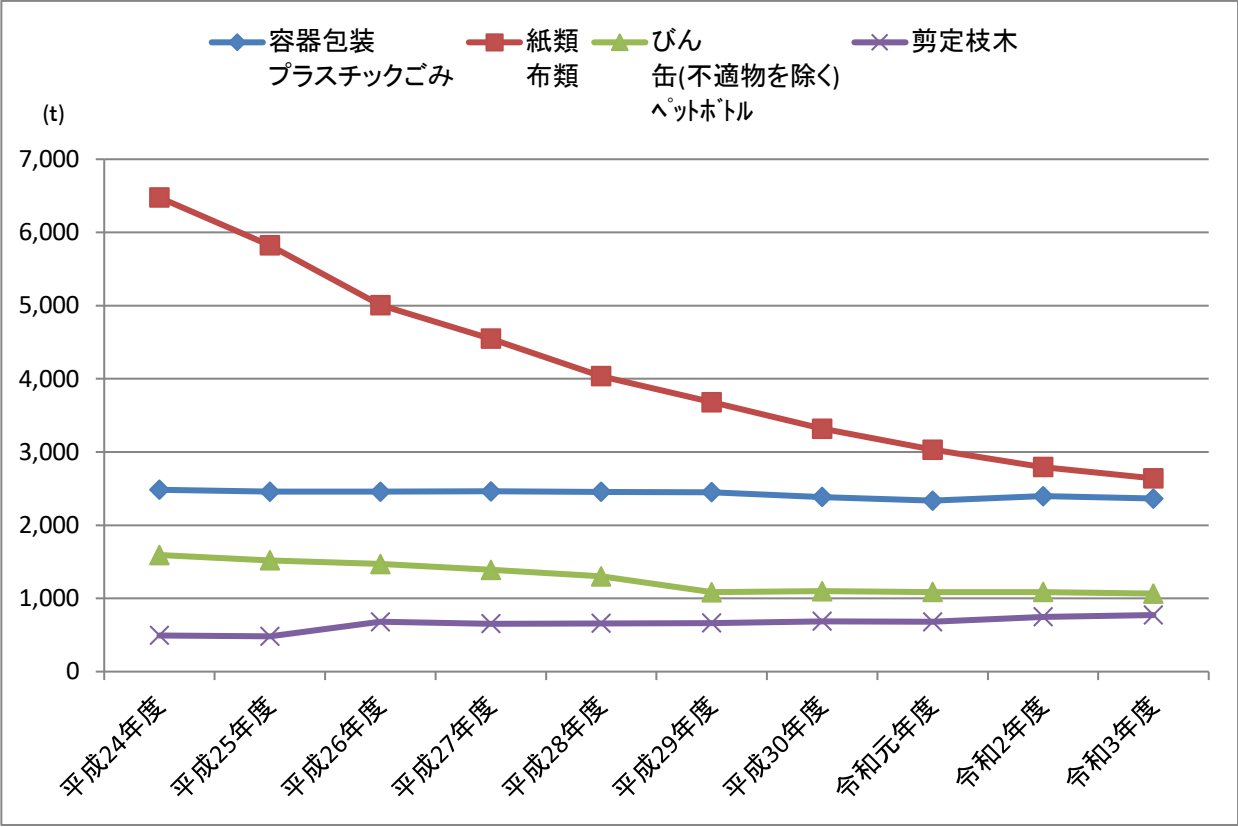
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
不燃ごみ	2,401	2,332	2,341	2,505	2,396	2,463	2,489	2,575	2,686	2,319
危険・有害ごみ	83	77	78	76	72	70	71	75	83	77
合計	2,484	2,409	2,419	2,581	2,468	2,533	2,560	2,650	2,769	2,396
1人1日あたり不燃ごみ(g)	41	40	40	43	43	43	43	45	47	41

(4) 資源物（品目別資源物回収量）

資源物の年間排出量についても、容器包装プラスチックごみ、びん・缶・ペットボトルは、平成24年度以降ほぼ横ばいの状況が続いていますが、紙類については、近年インターネット、スマートフォンの普及拡大による、新聞・雑誌類の発行部数の減少など、紙媒体離れが急速に進んでいる影響もあり、令和3年度の排出量は平成24年度と比較して4,205 t、38.1%の減少となりました。

また、クリーンセンターへ持ち込まれる剪定枝木については、焼却処分せずにチップ化して再資源化を推進しています。

表 1 1 資源物量の推移



(単位：t)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
容器包装プラスチックごみ	2,484	2,459	2,459	2,462	2,456	2,450	2,384	2,336	2,396	2,364
紙類布類	6,476	5,824	5,007	4,548	4,037	3,681	3,319	3,031	2,794	2,640
びん缶(不適物を除く)ペットボトル	1,593	1,519	1,470	1,390	1,300	1,085	1,100	1,086	1,088	1,066
剪定枝木	495	482	680	655	659	664	688	681	748	773
合計	11,048	10,284	9,616	9,055	8,452	7,880	7,491	7,134	7,026	6,843

3 ごみ処理費用の推移

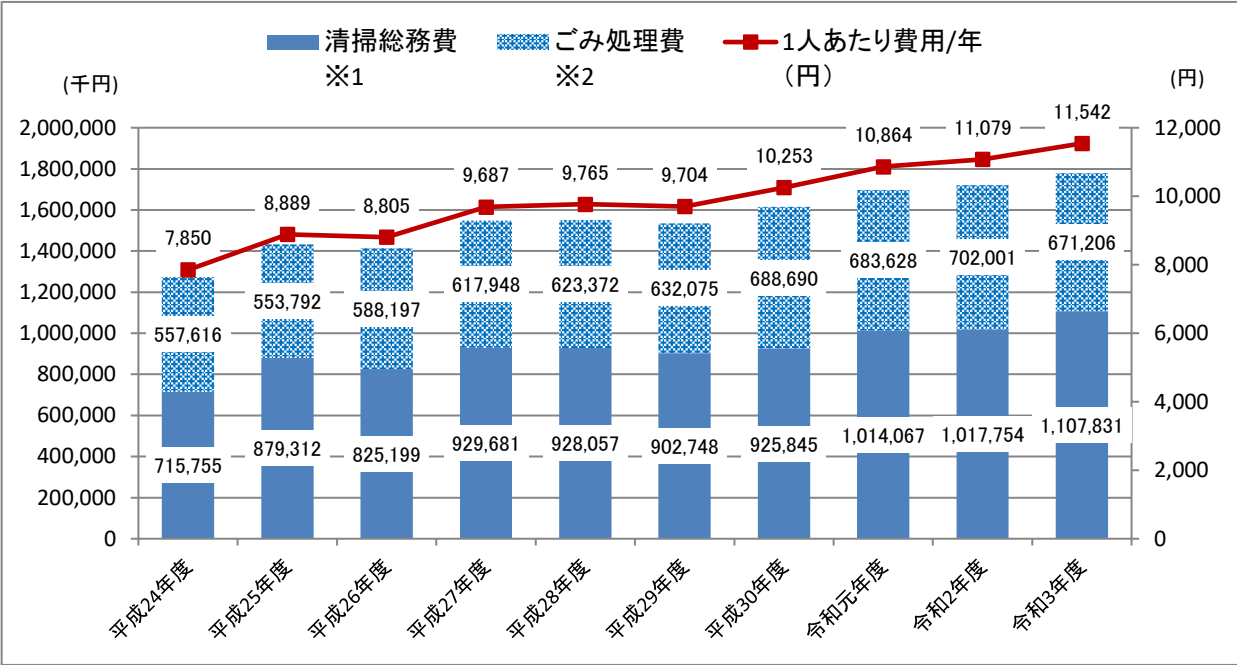
(1) 年間ごみ処理費用

本市の年間ごみ処理費用の10年間の推移は表12のとおりです。

ごみ処理費用には、ごみ及び資源物を収集・運搬する経費と、焼却、選別・保管などの中間処理する経費、埋め立てなど最終処分する経費などのほかに、ごみ減量のための啓発や各種の補助金交付事業などがあり令和3年度では、年間約17億8千万円、市民1人あたりでは、年間11,542円の費用がかかっています。

近年のごみ処理費用の増加については、最終処分場に埋め立てていた焼却灰の一部を民間業者への委託によりリサイクル処理していますが、年々リサイクル率を上げてきていることによって業務委託費が増加していることや、老朽化が進むクリーンセンターの修繕に伴う広域連合への負担金増加などの要因が挙げられます。

表12 ごみ処理費用の推移



(単位：千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
清掃総務費 ※1	715,755	879,312	825,199	929,681	928,057	902,748	925,845	1,014,067	1,017,754	1,107,831
ごみ処理費 ※2	557,616	553,792	588,197	617,948	623,372	632,075	688,690	683,628	702,001	671,206
合計	1,273,371	1,433,104	1,413,396	1,547,629	1,551,429	1,534,823	1,614,535	1,697,695	1,719,755	1,779,036
1人あたり費用/年 (円)	7,850	8,889	8,805	9,687	9,765	9,704	10,253	10,864	11,079	11,542

* 千円未満は四捨五入

※1 清掃総務費：職員人件費、不法投棄物処理委託、自治会美化活動ごみ回収委託、車両維持管理費、資源物回収促進交付金、資源物回収処理委託、広域連合負担金等

※2 ごみ処理費：可燃、不燃ごみ収集委託、容器包装プラスチック選別圧縮梱包保管委託、上田クリーンセンター焼却灰リサイクル業務委託、不燃物減量処理委託、最終処分場浸出水運搬委託等

第2節 課題の抽出

本市ではこれまで、ごみ減量・再資源化のための周知・啓発とともに、ごみ有料指定袋の導入、生ごみ堆肥化事業などを推進してきました。

また、クリーンセンターでは事業系古紙の焼却搬入規制、持ち込みによる剪定枝木類の再資源化などを推進してきました。

このことにより、市のごみの年間排出量は年々減少しており、令和3年度は、5年前の平成28年度との比較では約4.8%減っています。

今後も環境にやさしいまちづくりを目指し、更にごみの減量・再資源化を推進するため現状における課題を抽出し、原因を特定して対応策を検討する必要があります。

1 ごみ減量・再資源化の課題

リデュース、リユース

○これまで3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組において、リサイクルを重点的に推進してきましたが、環境への負荷低減を進めるうえで、リサイクルに先立ち、ごみの発生抑制（リデュース）や繰り返し使用（リユース）することを積極的に推進する施策の展開が必要です。さらに、2R（ごみになるものを断る[リフューズ]、壊れたものを修理して長く使う[リペア]）の視点も重要となっています。

分別の徹底

○新たな資源循環型施設をよりコンパクトにするため、可燃ごみの減量は欠かせません。可燃ごみとして排出されている生ごみの減量・資源化の推進とともに、依然として混入の多い紙類、不燃ごみの適正な分別、剪定枝木の再資源化の推進など、これまで以上に分別の徹底を図り、再資源化施策を推進することが必要です。

【家庭系ごみ】

○市民の積極的なごみ減量の取組により、家庭系ごみは年々減少し1人1日あたりのごみ排出量の少なさにおいて上田市は全国的にも上位に位置します。可燃ごみについては、新たな資源循環型施設をよりコンパクトなものにするためにも更なる減量が必要であり、市民の協力を得ながら継続したごみ減量の取組が必要です。

【事業系ごみ】

○可燃ごみの約3分の1を占める事業系ごみは、近年、排出量がほぼ横ばいの状況です。クリーンセンターへの搬入ごみに対して実施している内容物検査でも、不適切物が多くみられることから、事業者のごみ処理の実態について現状把握に努めるとともに、事業所へのアンケート結果などから事業系ごみは減量の余地があるため、事業者自らの責任において適正な処理と減量を促す施策を講じることが必要です。

【資源化の促進】

○自治会などでの資源物回収が定着していますが、資源物がごみとして排出されていることから、より一層適切な分別が必要です。また、資源物回収は自治会にとって回収量に応じて品目ごとの売却金が交付され、貴重な収入源となって本事業を下支えしていることから、持続可能な取組とするためにも、自治会による資源物回収の活動を支援し、資源化を促進する必要があります。

○可燃ごみに多く含まれる生ごみは、令和2年に策定した「生ごみリサイクル推進プラン」に基づき、減量・再資源化に向けた取組みを推進する必要があります。

2 情報発信、啓発活動に関する課題

情報発信

○住民への情報発信媒体として、広報誌、チラシ・ポスターの配布、ホームページなどがあります。さらに、市のシティプロモーション方針に基づき、マスコミへの情報提供を実施していますが、独り暮らしの大学生や自治会未加入者、外国人の増加により、自治会を経由する広報紙による周知では、市民に情報が行きわたりにくくなっています。

日常の市民生活に深く係わるごみの情報を市民に広く周知するために、時代のニーズに即した様々なメディアを活用した、より効果の高い情報発信に取り組み、ごみに対する意識の高揚を図る必要があります。

啓発活動

○ごみ減量アドバイザー等による市民への持続的な啓発活動、減量・資源化施策の展開により確実にごみの減量化が図られてきましたが、更にごみの減量・再資源化を推進していくため、現状に即した組織となるよう見直しを図るとともに、連携強化により、効果的・効率的な周知啓発を進める必要があります。

○自治会を対象にした「ごみの分別」「ごみの減量・再資源化」について、適宜説明会を開催し、住民との直接対話の場を設けていくことが必要です。また、新型コロナウイルスの影響などへの対策として、オンラインによる説明会や動画配信など、より多くの住民との対話や情報発信の方法を検討する必要があります。

○事業系ごみの適正処理、減量を推進するため、関係機関を通じた説明会の実施や啓発チラシの配布、リサイクル手法の紹介、減量マニュアルの提供をなどを行う必要があります。

3 ごみの適正な処理、施設の適正管理に関する課題

収集運搬

○収集・運搬量は人口の自然減少などにも起因して減少することが想定されますが、収集量に応じて適正かつ効率的な収集運搬体制を構築することで、収集運搬費用の削減を図っていく必要があります。

○ごみの出し方の統一からおよそ15年が経過しましたが、未だに違反ごみの排出が数多くみられるため、適正な排出方法を周知し、引き続きごみの出し方に対する意識の高揚を図る必要があります。また、収集委託業者には、違反ごみの排出者に注意喚起を促すよう、指導を行う必要があります。

中間処理施設

○上田地域広域連合が管理運営している上田クリーンセンター及び丸子クリーンセンターの2つの施設は令和4年度現在、建設からそれぞれ36年、30年が経過し、老朽化が進んでいることから、新たな統合クリーンセンターである資源循環型施設の建設に向けて計画が進められています。

市では安定したごみ処理体制を確保していくため、上田地域広域連合と連携して資源循環型施設が稼働するまでの間、効率的にメンテナンスを施し、延命化を図る必要があります。

○不燃物処理資源化施設は、老朽化が進んでいることから不燃ごみを適正処理できるよう維持管理を行う必要があります。

また、民間活力の活用についても検討する必要があります。

最終処分場

○下室賀最終処分場は、平成8年の埋立開始から26年が経過し、埋立可能なスペースもわずかになっています。そのため平成19年度から焼却灰の一部を民間の最終処分場に運搬・処理するほか、平成25年度からは、これまで埋め立てしていた不燃物残渣を民間の一般廃棄物最終処分場に運搬処理するなどの延命化を図っています。

今後において、ごみ処理広域化計画に示された整備方針に従い最終処分場の建設を行う必要があります。

市では最終処分先を域外に依存しているため、更にリサイクル率を高め、埋立物をできるだけ出さないごみ処理体制を構築する必要があります。

ごみ処理費用の抑制

○ごみの処理には多額の費用が必要となりますが、ごみの総量を減らすとともに、効率的で経済的なごみ処理を進め、処理費用の抑制を図る必要があります。また、排出者負担の原則に立ち、排出量に応じた適切な処理費の負担が求められます。

環境負荷の低減

○ごみの収集運搬、中間処理、最終処分までの各段階において様々な環境への負荷が発生しているため、効率的な運営により温室効果ガスなどを低減していく必要があります。

排出困難世帯への対応

○人口急減社会と2025年問題に象徴される超高齢社会の到来により、地域コミュニティの形成、維持の在り方が課題となっています。

今後、増加が予想されるごみ出しや適正な分別が困難な高齢者世帯などに対して、地域ぐるみでの見守りを兼ねた新たな仕組みづくりを検討する必要があります。

トピックス① ～超高齢社会と共助の在り方 高齢者のごみ出し～

人口急減・超高齢社会を迎え、上田市でも高齢者のみの世帯、高齢単身者の世帯が増えています。誰であろうと生活する上でごみの発生は避けられません。発生したごみは適正に分別して、集積所まで運ぶ必要があります。資源物は、重いうえに自治会の資源物回収所まで運ばなければなりません。自立した高齢者にとってもごみ出しは負担がかかります。今後ますます高齢者は増えると見込まれ、ごみ出し困難な高齢者などへの支援は、地域コミュニティの在り方を象徴する事例ともいえ、共助、公助の役割や範囲といった検討も必要となります。

上田市では、「第8期高齢者福祉総合計画」に基づき、ごみ問題に限らず、高齢者が安心して、心身ともに健康で、生きがいを持ち、個人の尊厳が保たれ、希望する生活を日々送ることができる社会の実現を目指し、各主体と連携した生活支援や介護予防サービスの構築を図っていく必要があります。

第3節 これまでの取り組みの評価

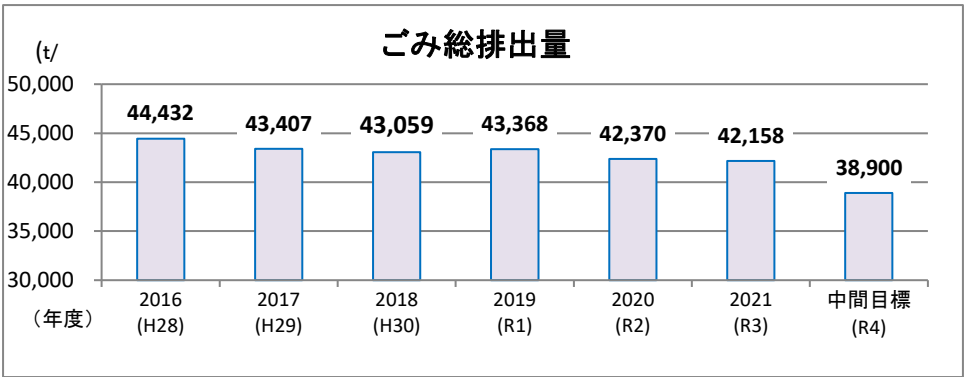
1 計画目標に対する達成状況の評価（中間評価）

平成28年度実績及び令和3年度実績と中間目標（令和4年度）との比較

(1) ごみの総排出量

- これまで現計画に基づき、ごみ減量化機器の普及促進、不燃ごみの収集頻度の見直し(週1回から月2回に変更)、「生ごみリサイクル推進プラン」策定による生ごみ減量施策の更なる推進、事業系ごみ減量マニュアルの作成・配布など、新たに施策を展開し、令和3年度のごみ排出量は、基準年となる平成28年度に比べ約2,300t減少しています。目標達成のためにさらに3,300t程度の削減が必要になります。

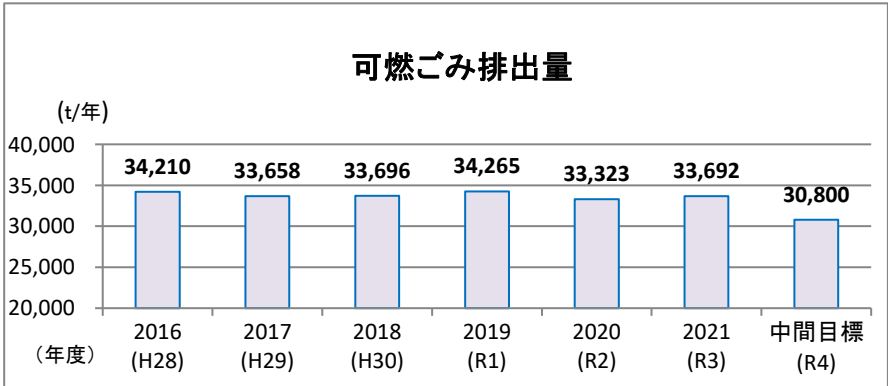
項目 \ 年度	平成28年度	令和3年度	令和4年度 (中間目標)
ごみ総排出量 (t /年)	44,432	42,158	38,900
平成28年度比	—	95%	88%



(2) 可燃ごみ排出量

- 令和3年度の可燃ごみ排出量は、基準年となる平成28年度に比べ約500t減少しています。目標達成のためにさらに2,900t程度の削減が必要になります。

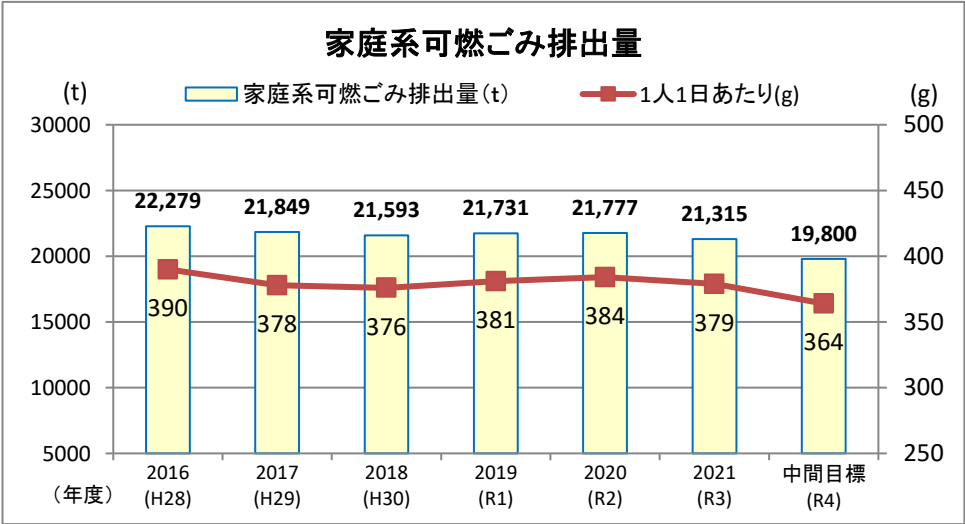
項目 \ 年度	平成28年度	令和3年度	令和4年度 (中間目標)
可燃ごみ排出量 (t /年)	34,210	33,692	30,800
平成28年度比	—	98%	90%



(2) - 1 可燃ごみ（家庭系）排出量

- 令和3年度の家庭系可燃ごみ排出量は、基準年となる平成28年度に比べ約1,000t減少しています。目標達成のためにさらに1,500t程度(1人1日あたり排出量では15g)の削減が必要になります。

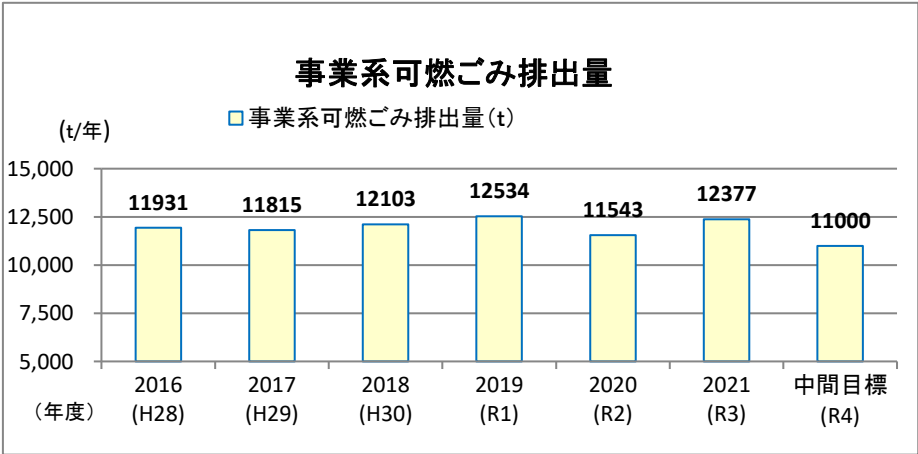
項目 \ 年度	平成28年度	令和3年度	令和4年度 (中間目標)
家庭系排出量 (t /年)	22, 279	21, 315	19, 800
平成28年度比	—	96%	89%
1人1日あたり排出量 (g/人日)	390	379	364



(2) - 2 可燃ごみ（事業系）排出量

- 令和3年度の事業系可燃ごみ排出量は、基準年となる平成28年度に比べ約450t増加しました。事業系可燃ごみは年度毎に増減していますが、目標達成のためにさらに1,400t程度の削減が必要になります。

項目 \ 年度	平成28年度	令和3年度	令和4年度 (中間目標)
事業系排出量 (t /年)	11, 931	12, 377	11, 000
平成28年度比	—	104%	92%



2 各施策の実施状況の評価

各施策の中間年度における実施状況の評価は次のとおりです。
各施策ともおおむねスケジュールどおり実施されています。

(1) 協働による3Rでごみ減らし 〔 ○ : 実施
△ : 検討 〕

	基本的な施策	実施状況	評価
① 市民の役割	リデュース、リユースの推進		
	○容器包装ごみの削減	スーパー等におけるレジ袋有料化を契機としたマイバックの使用などにより、レジ袋の使用が減少している。	○
	○商品再利用の促進	地域の不用品情報サイト、オークションサイト、リサイクルショップ等を活用した不用品の再利用が進んでいる。	
	リサイクル(分別)の促進		
	○適正な分別の徹底 ○資源物回収の推進	スーパー等に設置されている民間の資源物回収所の増加もあり、資源物のリサイクルを行う拠点数が増加している。	○
	生ごみの減量化		
	○使い切る、食べ切る、水を切るの推進 ○堆肥化の推進	ごみ減量化機器購入の補助事業等を活用し、家庭での生ごみの減量化に取り組む市民が増加している。	○
② 事業者の役割	食品ロスの削減		
	○食品残渣、食べ残しの削減	値引きによる売切りの推奨、少量販売・小口販売の促進等の取り組みが継続されている。	○
	○製造、流通、販売方法の見直し	大手小売店を中心に3分の1ルールの緩和が進められている。	
	リデュース、リユースの推進		
	○環境負荷の少ない商品への取り組み	店頭において、詰め替え用や繰り返し使える商品など、環境負荷の少ない商品を扱っている。	○
	○リユース品の利活用の促進	中古品の販売・買取を専門に事業展開する事業者が増加している。	
	エコ・オフィスの推進		
		○資源の節約	照明器具のLED化を推進するなど、省エネ・省コスト積極的に取り組んでいる。
	○適正な分別の徹底	生ごみを含む事業系可燃ごみの排出量に減少傾向がみられない。可燃ごみの4割を占める生ごみの資源化が望まれる。	△

	基本的な施策	実施状況	評価
③行政の役割	生ごみ減量の推進 ○減量・資源化施策の推進		
	・ごみ減量化機器購入の補助事業等の継続 ①ごみ減量化機器購入費補助	①平成27年度から補助金の上限を堆肥化容器5千円、処理機5万円、補助率を共に1/2から4/5に見直した。[H29～R3実績：下記のとおり] 生ごみ堆肥化容器 H29 H30 R1 R2 R3 146台 145台 132台 181台 125台 生ごみ処理機 H29 H30 R1 R2 R3 191基 135基 128基 224基 311基	○
	②やさいまる事業(平成27年度から)	②H29～R3回収実績 H29 H30 R1 R2 R3 1,963kg 1,958kg 2,086kg 2,262kg 2,719kg	
	③生ごみ出しません袋(平成28年度から)	③H29～R3配布実績 H29 H30 R1 R2 R3 271件 302件 264件 439件 384件 8,130枚 9,060枚 7,920枚 13,170枚 11,520枚	
	④大型生ごみ処理機 (1)真田自治会(H28.3.1～R3.2.28) (2)半過自治会(H29.1.1～R3.12.31) (3)諏訪形自治会(R1.1.1～R6.12.31)	④H29～R3実績 上段：投入量、下段：排出量] H29 H30 R1 R2 R3 4,573kg 4,268kg 3,598kg 4,624kg 4,527kg 960kg 836kg 767kg 977kg 888kg	
	・「ぱっくん」の普及(平成27年度から)	H29～R3配布実績 H29 H30 R1 R2 R3 663基 637基 605基 646基 745基	○
	・事業系ごみの減量・資源化に関する取組強化	事業所訪問時に減量・資源化の取組強化を依頼	○
	・生ごみリサイクルシステムの推進	家庭系生ごみの堆肥化施設となる「有機物リサイクル施設」の整備と、生ごみの分別収集手法等を協議、検討中。	○
	事業系ごみ削減の推進 ○適正な処理に関する周知、指導		
	・事業所排出一般廃棄物の実態把握	事業所訪問により排出状況等の確認、減量依頼	○
	・事業系ごみ減量マニュアルの活用	「事業系ごみ減量マニュアル」を平成30年3月に発行し、各事業所へ配布	○
	・講習会の開催	出前講座の実施	○
	・収集ごみの内容物検査	R5～R9年度中に実施	△
	○多量排出事業者への対応		
	・事業所訪問による処理実態把握	事業所訪問により排出状況等の確認、指導の実施	○
	・減量計画書の提出の徹底	事前計画書、実績報告書による適正処理の指導実施	○
	分別の徹底 ○適正な分別方法の指導		
	・問合せに対する適切な案内	実施	○
	・市民・事業者への適正な分別方法説明・指導	実施	○
	○現状に即した分別体制の構築		
	・研修会への参加による制度理解	県主催の研修会等へ参加	○
	・効果的で効率的な分別体制の構築	令和2年10月から不燃ごみの収集頻度を週1回から月2回へ変更し見直しを実施	○

	基本的な施策	実施状況	評価
③行政の役割	食品ロス削減 ○「残さず食べよう！30・10運動」の推進		
	・啓発グッズの活用による周知強化	年2回、上田駅前において食品ロス削減普及啓発グッズの配布を実施	○
	・ホテル・旅館・飲食店等との協力による運動の推進	新型コロナウイルス感染症の影響等により、実施時期や方法等を検討中	△
	○関係課との協力による推進		
	・フードドライブ※の実施、食育活動、イベント時での啓発	関係機関との連携によるフードドライブ(月1回)開催等の実施	○
	資源物回収の促進 ○環境整備の実施		
	・資源物回収促進交付金の交付	H29～R3実績 [単位:千円] H29 H30 R1 R2 R3 19,314 17,192 12,940 10,189 10,054	○
	・ウィークエンドリサイクルの継続実施	実施	○
	・新たに資源となり得るものについての検討	検討中(生ごみ等)	○
	○古着等回収の実施		
	・「エコ・サポート21」との協力による古着回収継続のための必要なサポート	「エコ・サポート21」の解散により、今後、古着回収継続のための実施方法等の見直しを検討	△
	・回収拠点の拡大	検討中	△

※フードドライブ:家庭で消費されない食料品を集め、フードバンク※団体や福祉施設などに寄付する運動

※フードバンク :まだ食べられるのに処分されてしまう食品を企業などから寄付していただき、食べ物に困っている方や、福祉施設などに無償で届ける活動

(2) 「ごみを減らす」暮らしへの提案

	基本的な施策	実施状況	評価
わかりやすい情報発信			
	○ごみの現状を周知	広報誌や市ホームページ等による周知の実施	○
	○新たな発信手段の確立	ごみ分別アプリ「さんあ〜る」の導入(H30.9～)	○
積極的な啓発活動			
	○ごみ減量アドバイザーとの連携	実施。今後組織の再構築、見直しを検討	○
	○エコ・ハウスとの連携	実施。市のリサイクル活動拠点施設として、運営受託者と更なる連携強化を図る	○
	○市民との対話と協働	出前講座等の実施	○
環境教育の充実と推進			
	○ごみに関する学習機会の充実	環境教育として、小学4年生の全児童を対象としたごみ処理施設等の見学(学習)等を実施	○

(3) 適正な処理と安心快適なまちづくり

効率的な収集体系の確立			
	○適正なごみの出し方の徹底	違反者や収集委託業者に対する指導の実施	○
	○収集体系の検討	令和2年10月から不燃ごみの収集頻度を週1回から月2回へ変更し見直しを実施	○
適正な処理体制の構築			
	○中間処理施設整備計画	検討中	△
	○最終処分場整備計画	検討中	△
ごみ処理費用の抑制			
	○費用の抑制と適正な負担	検討中	△
不法投棄対策			
	○監視と通報体制の強化	監視パトロール等の継続実施	○
	○不法投棄のない環境づくり	啓発看板の設置等による環境整備を継続実施	○
災害への対応			
	○災害時における処理体制の確立	令和4年7月に「上田市災害廃棄物処理計画」を策定	○

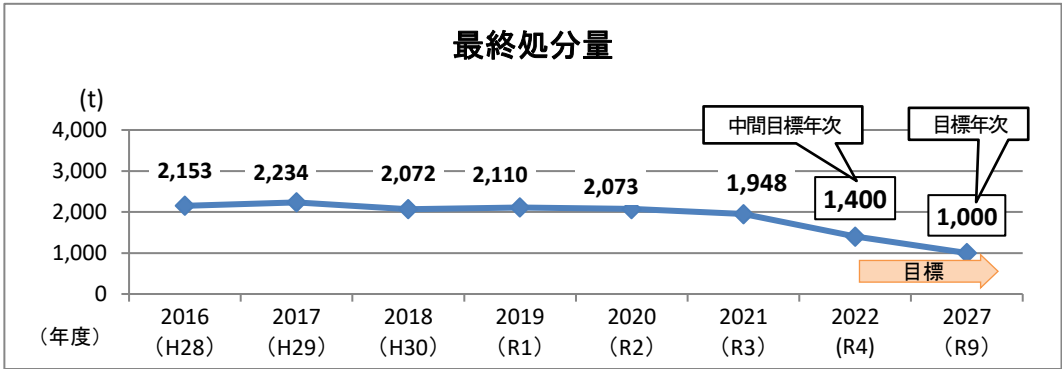
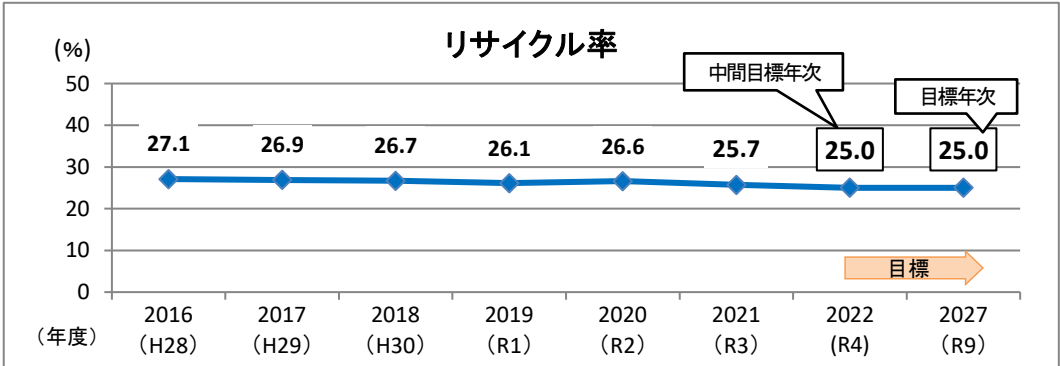
3 KPI（重要業績評価指標）※の評価

平成28年度及び令和3年度の実績との比較により評価します。

(1) リサイクル率と最終処分量

リサイクル率は、基準年となる平成28年度と比較して1.4%減少しています。
これは、ごみの分別等の取組のほか、特に紙類の店舗回収ルートでの回収量が増加する一方、自治会回収量の減少や新聞等の発行部数の減少などが要因と考えられますが、最終処分量を減らすために、リサイクル率25.0%以上を維持することとします。
また最終処分量は、基準年となる平成28年度と比較して205 t 減少していますが、目標達成のために、さらに948 t の削減が必要になります。

指標	単位	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022(R4) 中間目標値	2027 (R9)
リサイクル率	(%)	27.1	26.9	26.7	26.1	26.6	25.7	25.0以上	25.0%以上 を維持
最終処分量	(t)	2,153	2,234	2,072	2,110	2,073	1,948	1,400	1,000t (R3比 △948t)

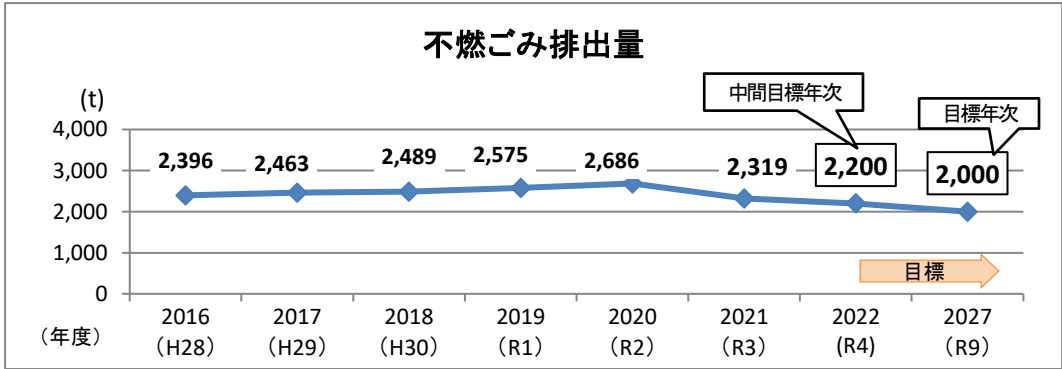


※K P I（重要業績評価指標）
…事業達成のために重要な数値の目標を定め、その達成度合いを評価するための指標

(2) 不燃ごみ排出量

不燃ごみの排出量は、基準年となる平成28年度と比較して77 t 減少しています。
令和2年10月から、不燃ごみの収集回数を週1回から月2回に変更したため、引き続き進捗管理を継続することとしますが、目標達成のために、さらに319 t の削減が必要になります。

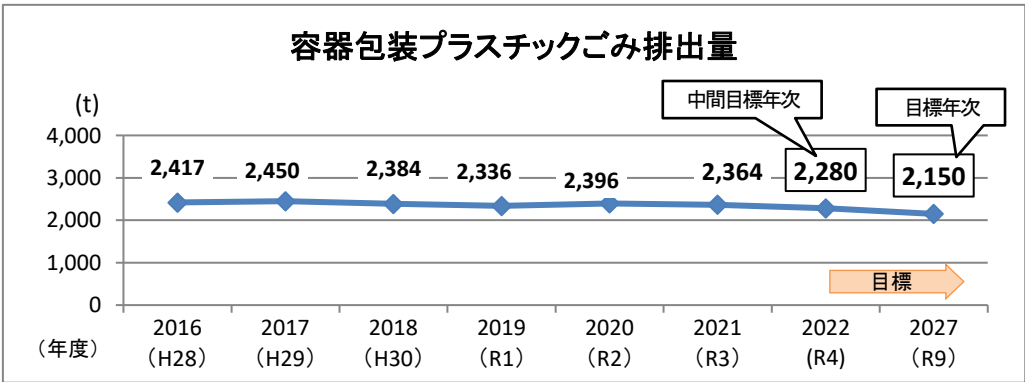
指標	単位	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022(R4) 中間目標値	2027 (R9)
不燃ごみ 排出量	(t)	2,396	2,463	2,489	2,575	2,686	2,319	2,200	2,000t (R3比 △319t)



(3) 容器包装プラスチックごみ排出量

容器包装プラスチックごみの排出量は、基準年となる平成28年度と比較して53 t 減少しています。
マイバッグ持参・レジ袋削減運動、食品トレーなどの店頭回収への利用などの推進や、令和4年4月1日から「プラスチックに係る資源循環等に関する法律」が施行されたことから、プラスチックに係る 3 R を推進することとしますが、目標達成のために、さらに214 t の削減が必要になります。

指標	単位	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022(R4) 中間目標値	2027 (R9)
容器包装プラス チックごみ排出量	(t)	2,417	2,450	2,384	2,336	2,396	2,364	2,280	2,150t (R3比 △214t)



第3章 基本理念と基本方針

第1節 基本理念

1 基本理念

ごみ問題をはじめとした環境保全に対する市民の意識が高まる中、国においては、地球環境を保全するために、循環型社会や自然共生社会、低炭素社会などの形成に向けた法律や計画などの整備が進められており、私たちはこれまでのライフスタイルや事業活動などを見つめ直し、ごみの発生や天然資源の消費、温室効果ガスの排出などをできる限り抑制して、将来にわたって人々が充実した暮らしを享受できる社会にしていく必要があります。

さらに、地球温暖化対策の実施が喫緊の課題であることを踏まえて、上田地域での循環型社会、自然共生社会、低炭素社会づくりへの統合的な取組の推進が求められています。

上田市では、こうした統合的な取組による、地球環境の危機を克服する持続可能な社会を目指すため、市民・事業者の積極的な協力のもと3R（発生抑制・再使用・再生利用）によるごみの減量・再資源化事業に取り組んできたことにより、ごみ排出量は年々減少してきています。

加えて、市民が率先して2R（ごみになるものを断る[リフューズ]・壊れたものを修理して長く使用する[リペア]）を実践することにより、ごみの減量、再資源化が推進されていきます。

循環型社会形成推進基本法では、ごみの処理などにおいて、環境負荷を更に低減する観点から、再生時にエネルギーを多く使うリサイクルに先立って、2R（抑制・再使用）の取組を優先することが定められました。ごみそのものの発生を抑えることで、ごみの焼却由来の温室効果ガスの排出量やごみの埋立量が減少するなど、高い事業効果が期待されます。

上田地域広域連合では、老朽化が進む3つのごみ焼却施設を廃止・統合したうえで地域の人口減少を見据えて、よりコンパクトな施設の建設を計画しています。ごみの焼却により発生する熱エネルギーを再利用する設備の導入を図り、できる限りエネルギー回収に努め、場内電力を賄い、温室効果ガス削減などを図ります。

域内のごみ排出量の約8割を占めている当市では、市を挙げた更なるごみの減量への取組が急務となっております。こうしたことから、上田市では市民・事業者・行政が連携・協力して、ごみの発生抑制を基調とした、資源の循環利用、適正な処分について更に取組を強め、環境負荷の低減や処理コストの抑制などを図り、豊かな自然環境と共生したまちの実現を目指します。

また、世界全体の潮流として、人やモノ、資本が国境を越えて移動するグローバル化が進む中、気候変動や自然災害拡大といった地球規模での課題が発生しており、環境や経済活動といった社会問題にも深刻な影響を及ぼす時代になってきています。このような変化の激しい国際情勢の中で、持続可能な社会の実現を目指し、先進国・開発途上国を問わずSDGs※の達成に向けた取組が始まっています。

国で定めた「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」では、地方自治体における各種計画等にSDGsの要素を最大限反映することを奨励しつつ、官民連携による先駆的な取組により、SDGsの達成と持続可能なまちづくりによる地方創生の実現を目指すこととしており、上田市においても、目標（ゴール）達成に向けた取組みを推進していく必要があります。

※SDGs：平成27（2015）年の国連サミットで採択された持続可能な開発のための2030アジェンダに記載された2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17の目標（ゴール）と169の行動目標（ターゲット）から構成されています。

【関連する目標（ゴール）】

	【目標 3】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	【目標 6】 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
	【目標 1 1】 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	【目標 1 2】 持続可能な生産消費形態を確保する
	【目標 1 4】 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	【目標 1 5】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

基本理念

みんなが主役 減らそう「ごみ」 目指そう「資源の環」 — 自然環境共生のまちへ —

《込める想い》

市民・事業者・行政は、それぞれの役割分担のもと、相互に連携・協力して、ごみの減量と再資源化に取り組み、健全で恵み豊かな環境の恩恵を将来にわたって享受できるように、豊かな自然環境と共生した暮らしやすい快適なまちの実現を目指します。

【上位計画における理念等】

□第二次上田市総合計画 まちづくりビジョン（10か年計画）

【将来都市像】

『ひと笑顔あふれ 輝く未来につながる健幸都市』

【基本理念】

『市民力、地域力、行政力、それぞれが役割を果たし、協働のもと、まちの魅力と総合力を高めます』

□第二次上田市総合計画 後期まちづくり計画（5か年計画）

【施策大綱】

『安全・安心な快適環境のまちづくり』

⇒第2編 『豊かな環境を未来につなぐ』・循環型社会形成の推進

□第二次上田市環境基本計画

【環境ビジョン】

『光・緑・人が輝く 自然環境共生都市 うえだ』

【施策大綱Ⅲ】

『資源循環と地球環境の保全』

□上田市環境基本条例 前文（抜粋）

この地球環境を保全し、健全で恵み豊かな環境の恵沢を将来にわたって享受できるようにすることは、現在及び将来の人々に対する私たちの責務である。

私たち市民は、それぞれの役割分担のもとに、ともに手を携え協働して良好な自然環境及び健全な社会環境の保全及び創造を推進し、未来に誇りうる自然環境共生都市を実現するため、ここに、この条例を制定する。

第2節 基本方針

1 基本方針

基本理念の実現に向け、基本方針を定めることにより、各種具体的な施策の展開へと繋げていきます。

(1) 市民・事業者・行政との協働によるごみの発生抑制を優先した5Rの推進

各主体がそれぞれの役割を果たし、環境への負荷が少ないごみの「発生抑制」「再使用」といった減量行動を「再生利用」に先立って取り組み、三者協働による循環型社会の形成を目指します。

さらに、市民による2R（ごみになるものを断る[リフューズ]、修理する[リペア]）を実践します。

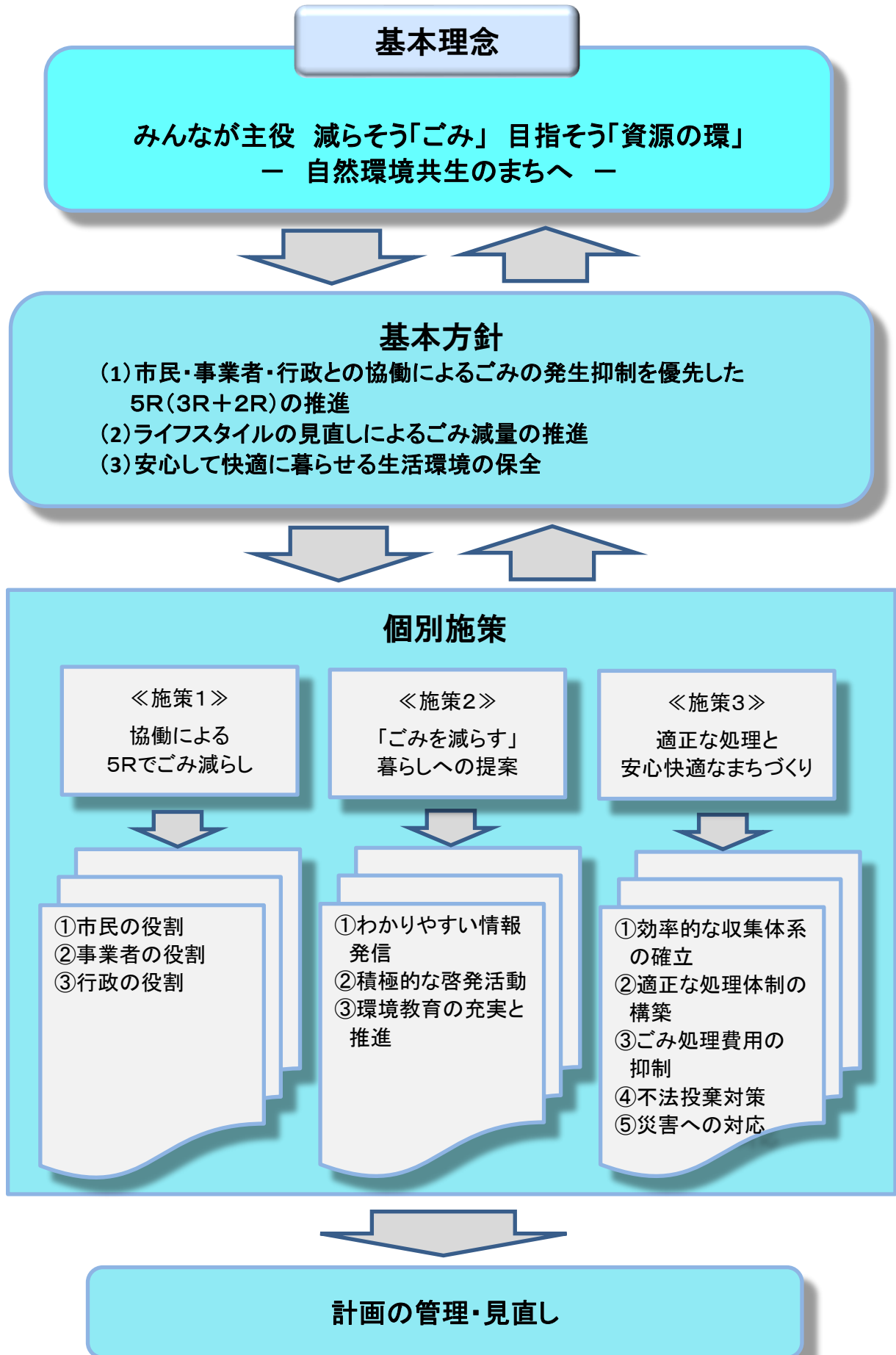
(2) ライフスタイルの見直しによるごみ減量の推進

各家庭や各事業所は、ごみを出さないライフスタイルや事業活動への転換を図り、なるべくごみが出ない環境の定着を目指します。

(3) 安心して快適に暮らせる生活環境の保全

市民一人ひとりが、生活環境の保全や公衆衛生の向上を図り、環境への負荷を小さくするとともに、市は効率的で安定したごみ処理体制を構築し、市民が安心して快適に暮らせるまちづくりを目指します。

【施策体系イメージ図】



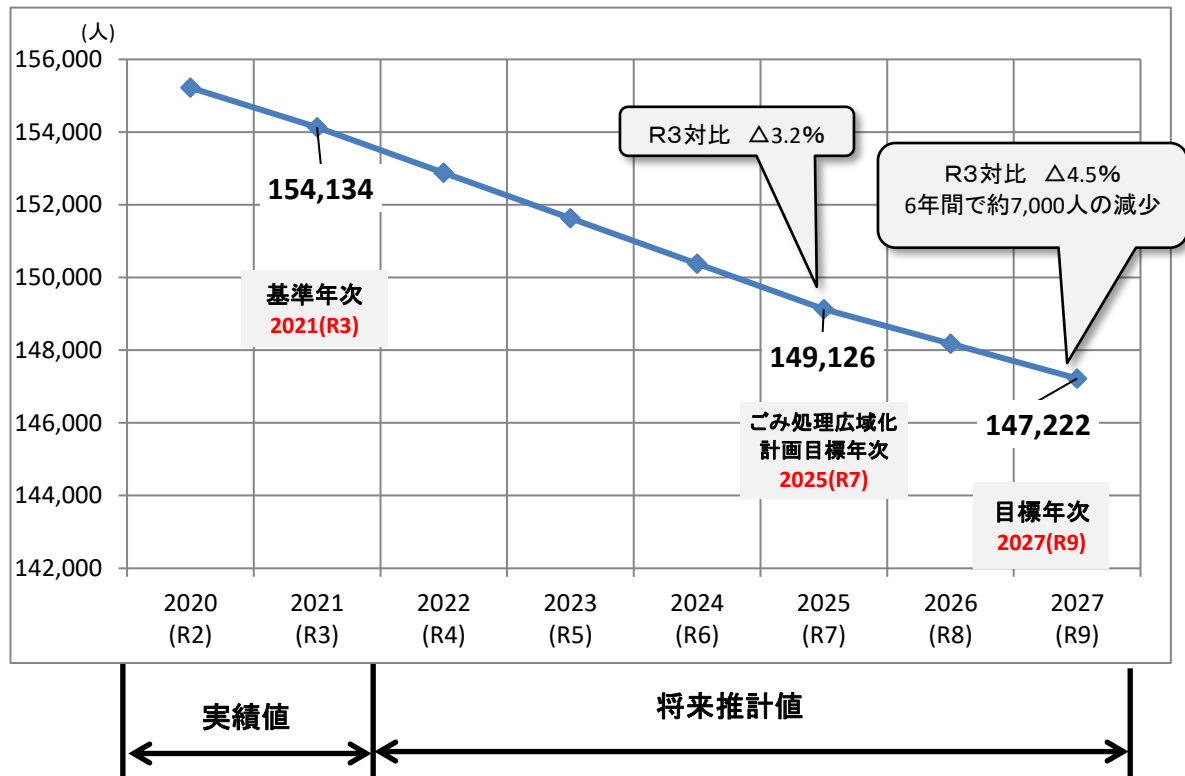
第4章 計画目標値の設定

第1節 将来人口推計

1 将来人口推計

本市の人口は、平成13年の166,979人をピークに減少に転じ、今後も減少傾向は続くものと予想されています。

本計画の将来人口は、上田市版人口ビジョン（平成27年10月策定、令和2年3月改訂）に基づき推計するものとします。



年	人口(人)	R3対比	備 考
2020 (R2)	155,223	-	廃棄物処理実態調査
2021 (R3)	154,134	-	廃棄物処理実態調査
2022 (R4)	152,882	▲ 1,252	2021年実績値から2025年推計値の差を4年間で割り直線減とする。 @△1252人/年
2023 (R5)	151,630	▲ 2,504	
2024 (R6)	150,378	▲ 3,756	
2025 (R7)	149,126	▲ 5,008	上田市版人口ビジョン ※注
2026 (R8)	148,174	▲ 5,960	2025年推計値から2030年推計値の差を5年間で割り直線減とする。 @△952人/年 (2030年：144,366人)
2027 (R9)	147,222	▲ 6,912	

※注：総務省統計局「国勢調査」をベースに国・県が策定する長期ビジョンとの整合を図り、2065年（令和47年）までの長期的な人口に関わる将来展望を明らかにしたもの

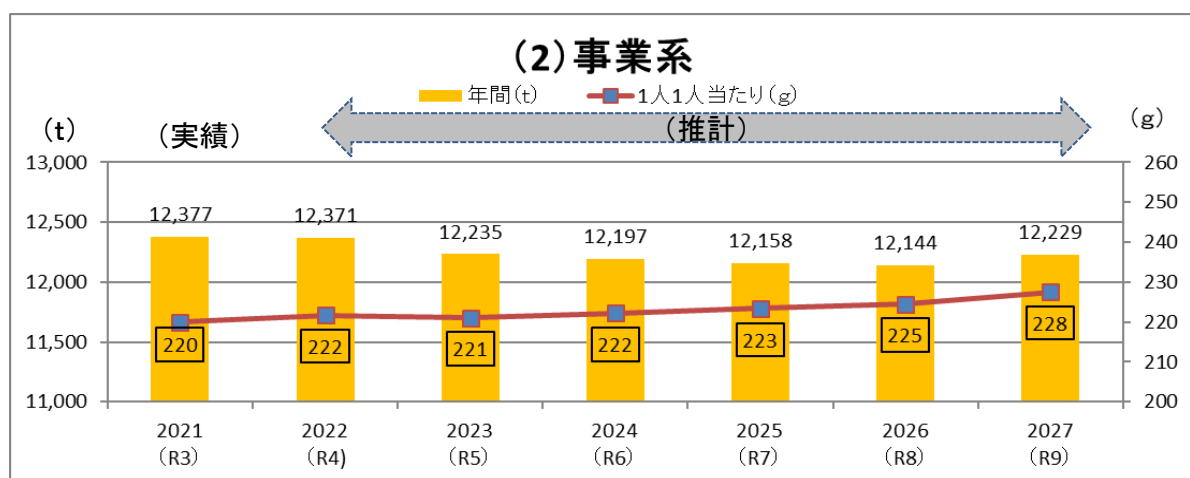
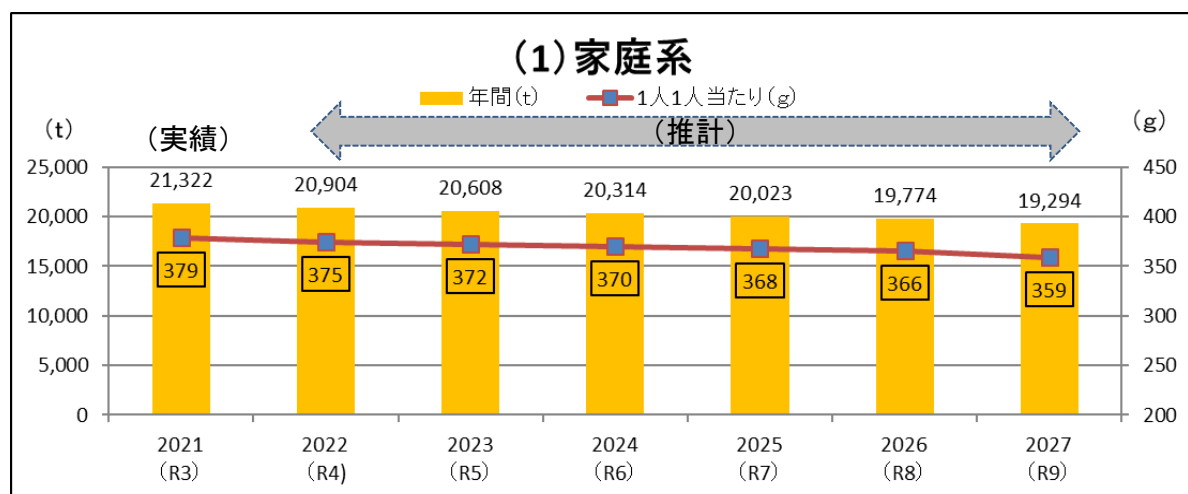
第2節 ごみ排出量の推計

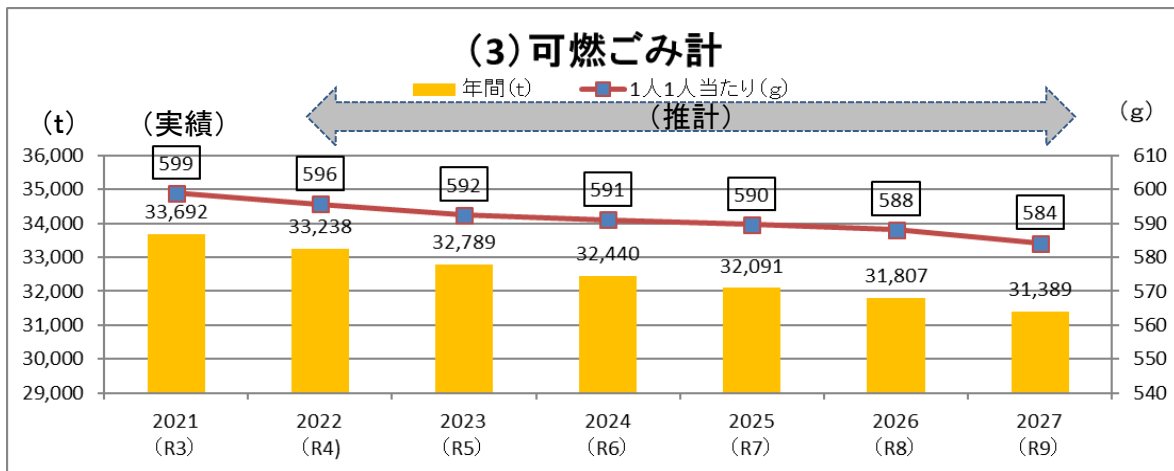
1 ごみ排出量の推計

ごみ量については、現在の生活水準を維持しながら、人口が減少すると仮定し、過去10年間のごみ排出量を基に、トレンド分析法を用いて、2027年度(令和9年度)までのごみ排出量を推計しました。

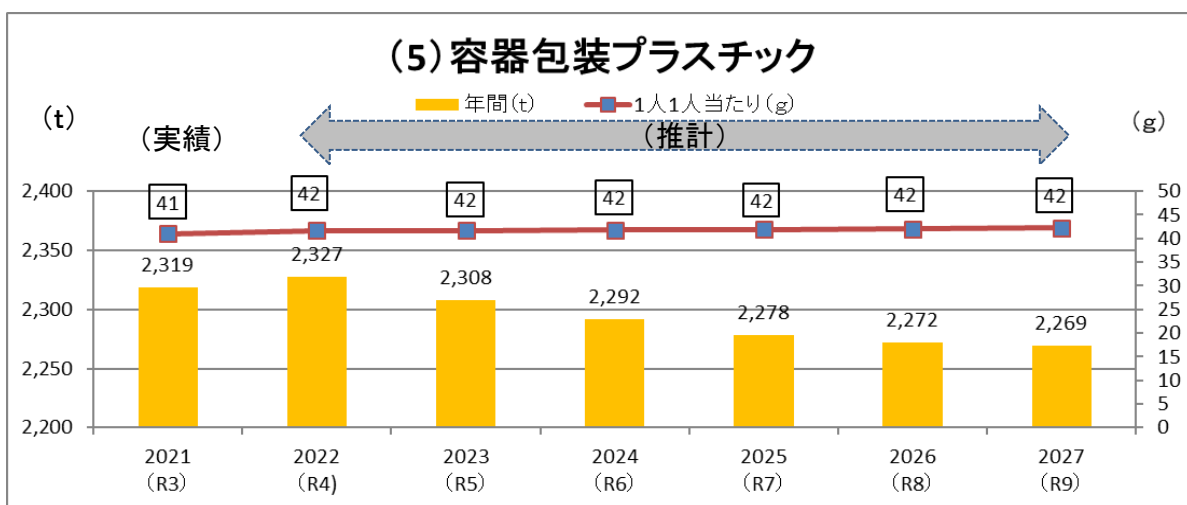
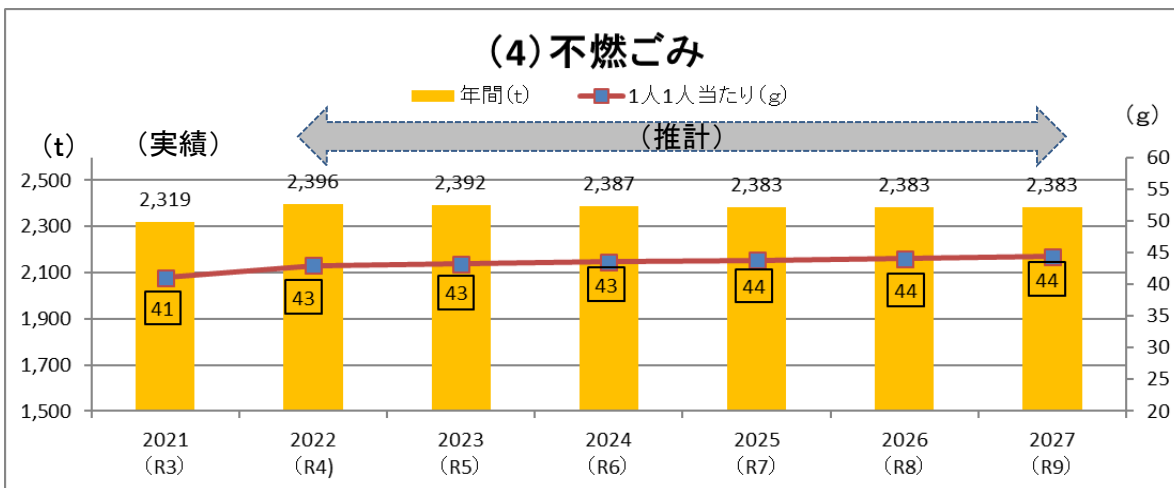
分別ごとにごみの排出量を推計したうえで、市を挙げてごみの減量を進める目標値を設定します。

【可燃ごみの推計】

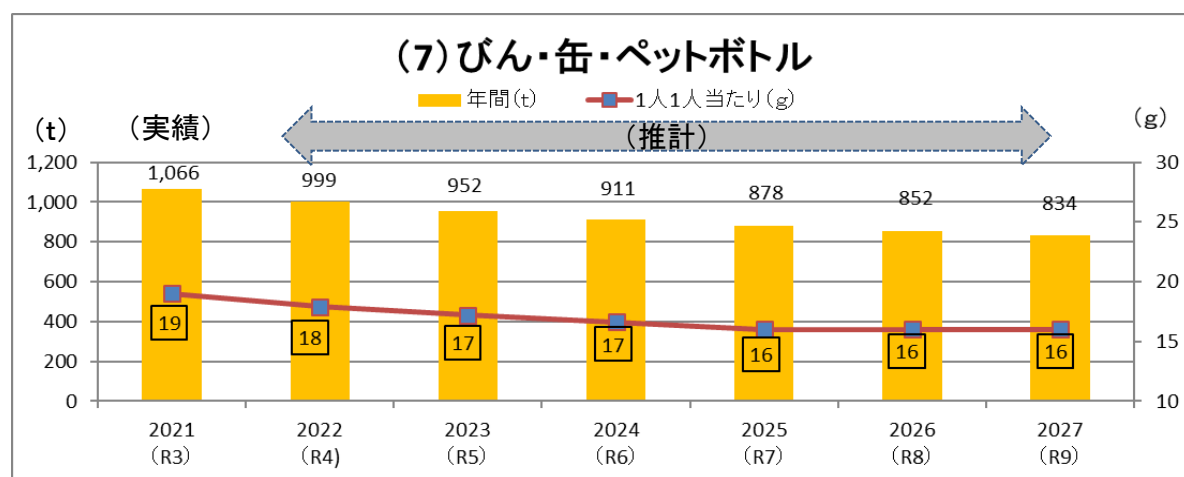
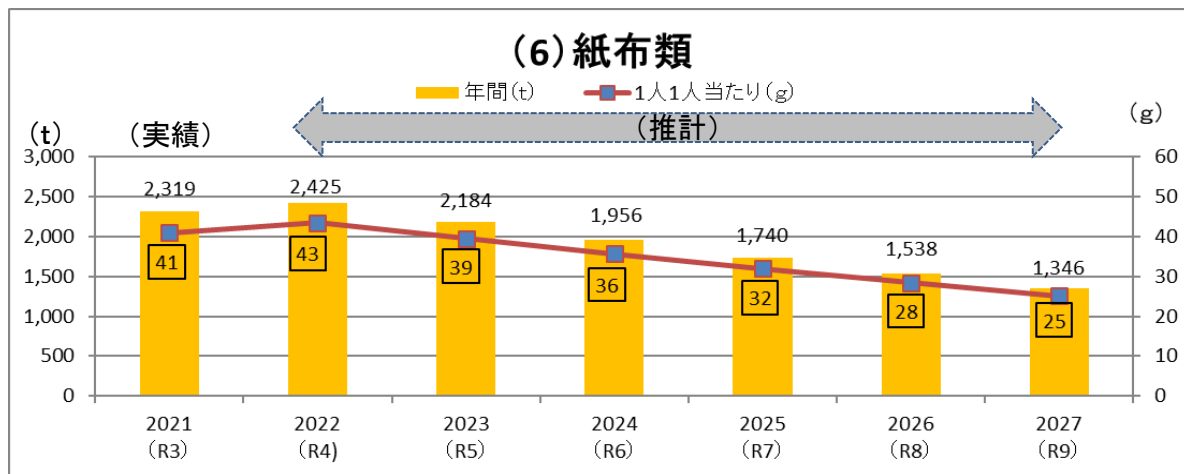




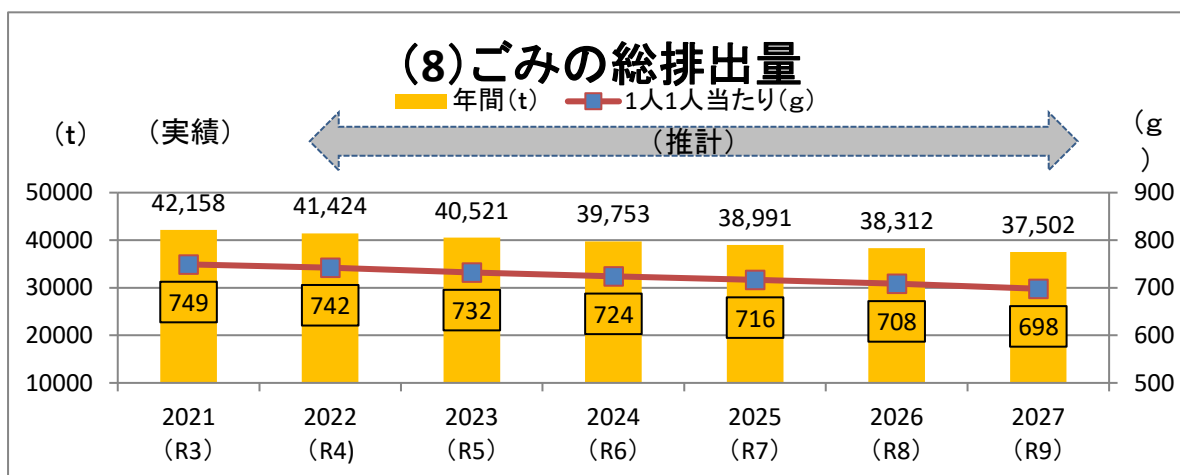
【不燃ごみ・容器包装プラスチックごみの推計】



【紙布・びん・缶・ペットボトルの推計】



【ごみの総排出量推計】



* ごみの総排出量推計値：可燃ごみ、不燃ごみ、容器包装プラスチックごみ、資源物（紙布、びん、缶、ペットボトル）、危険・有害ごみ量の合計値。剪定枝木量は含まない。

* 「生ごみリサイクル推進プラン」に基づく生ごみの堆肥化処理による減量化目標値

【家庭系可燃ごみ量】

生ごみ分別収集による削減効果

[R9年度]234 t

【事業系可燃ごみ量】

事業所の生ごみを市内堆肥化事業者へ誘導することによる削減効果

[R5年度]200 t、[R6年度]300 t、[R7年度]400 t、[R8年度]500 t、[R9年度]500 t

トピックス② ～食品ロス～

わが国では、食べられるのに捨てられているいわゆる「食品ロス」が、年間約522万t発生しています。（農林水産省・環境省R2年度推計）この食品ロスの量は、国民一人当たりで換算すると「お茶碗1杯分（約133g）」の食べ物が毎日捨てられていることになります。年間522万tの食品ロスのうち、約247万tは一般家庭から発生しているといわれています。

上田市では、松本市が発祥の「30・10運動」に取り組み、宴会時での食べ残しを減らすために、長野大学生のアイデアを活かした「30・10運動啓発グッズ」の製作により機運を醸成し、家庭も含めて食べ残しゼロに向けて積極的に取り組んでいく必要があります。

※「30・10運動」：宴会における食べ残しを減らすため、乾杯後の30分とお開き前の10分間は自席で料理を味わうという啓発運動。

国の推計値を上田市にあてはめると...

食品ロス 年間約6,415 t

(113 g × 365日 = 41.2kg/年)

41.2kg/年 × 155,722人(R2.10.1住基人口) = 6,415 t/年)

第3節 目標値の設定

1 目標値の設定

上田市では、基本理念の実現を目指し、これまでのごみ量の推移と将来人口、各種ごみ減量・再資源化事業の取り組みによって見込まれる減量効果を勘案するとともに、ごみ処理広域化計画の目標値も踏まえて、目標年次における目標値を設定します。

なお、目標値を設定する意義は次のとおりです。

- ①目標達成までの進行管理を行うため。
- ②目標を市民と共有して市を挙げて減量・再資源化に取り組むため。
- ③事業に投下した資源（ヒト、モノ、カネ）に見合う成果が挙げたかを客観的に評価・検証するため。

【目標値 1】 ごみの総排出量を1人1日あたり664 g にします。
 （基準年度比：85gの減量）

【目標値 2】 可燃ごみ排出量を4,792 t 減量します。
 （基準年度比：14.2%の減量）

〈2-1〉 家庭系可燃ごみ量を1人1日あたり30 g 減らします。
 （基準年度比：7.9%の減量）

〈2-2〉 事業系可燃ごみ量を18.4%減量します。
 （基準年度比：2,277 t の減量）

項 目	基準年次 2021 (令和3年度)	目標年次 2027 (令和9年度)
【目標値 1】 1人1日あたり ごみ排出量 (ごみの総排出量)	<u>749 g / 人日</u> <u>(42,158 t / 年)</u>	<u>664 g / 人日</u> <u>(35,700 t / 年)</u>
【目標値 2】 可燃ごみ排出量 ・家庭系可燃ごみ 1人1日あたり排出量 ・事業系可燃ごみ排出量	<u>33,692 t / 年</u> <u>379 g / 人日</u> <u>12,377 t / 年</u>	<u>28,900 t / 年</u> <u>349 g / 人日</u> <u>10,100 t / 年</u>

* 目標値の設定では、将来推計人口の数値を用いて算定するため、一般廃棄物処理事業実態調査の1人1日あたり排出量とは一致しない。

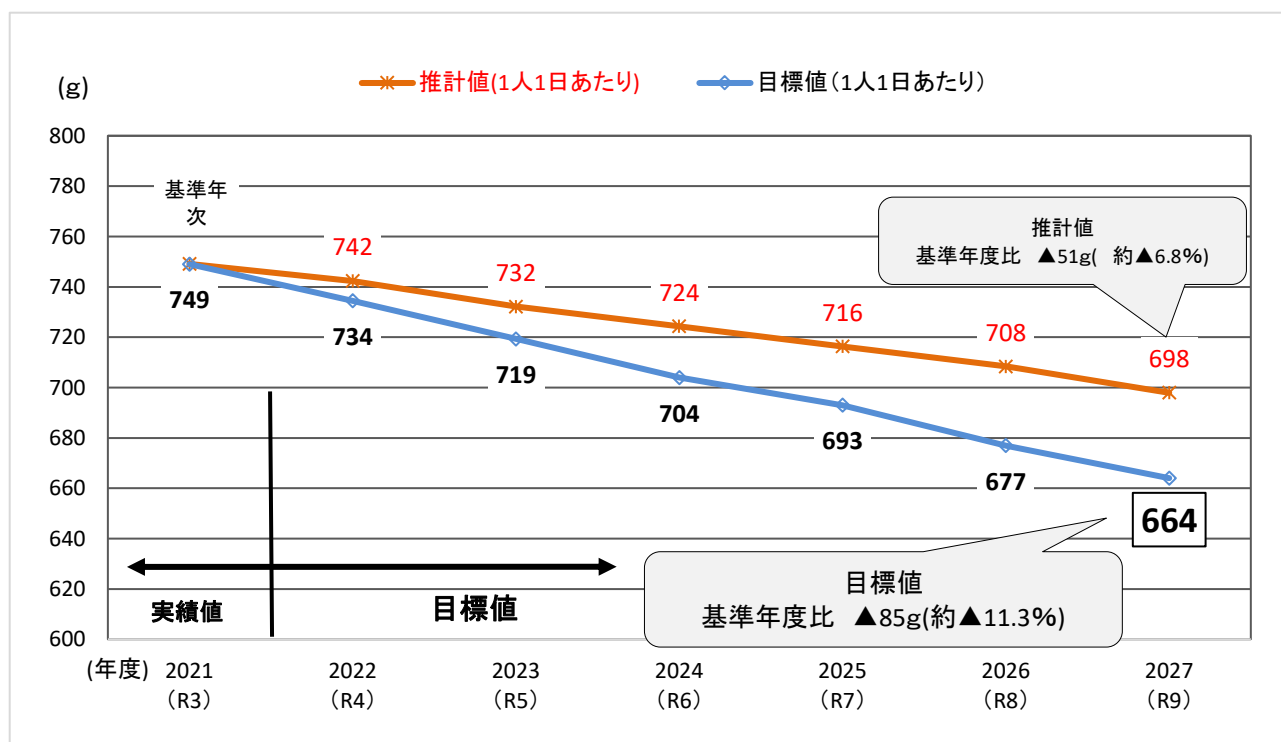
2 目標値設定の考え方

(1) ごみの総排出量（1人1日あたりのごみの排出量）

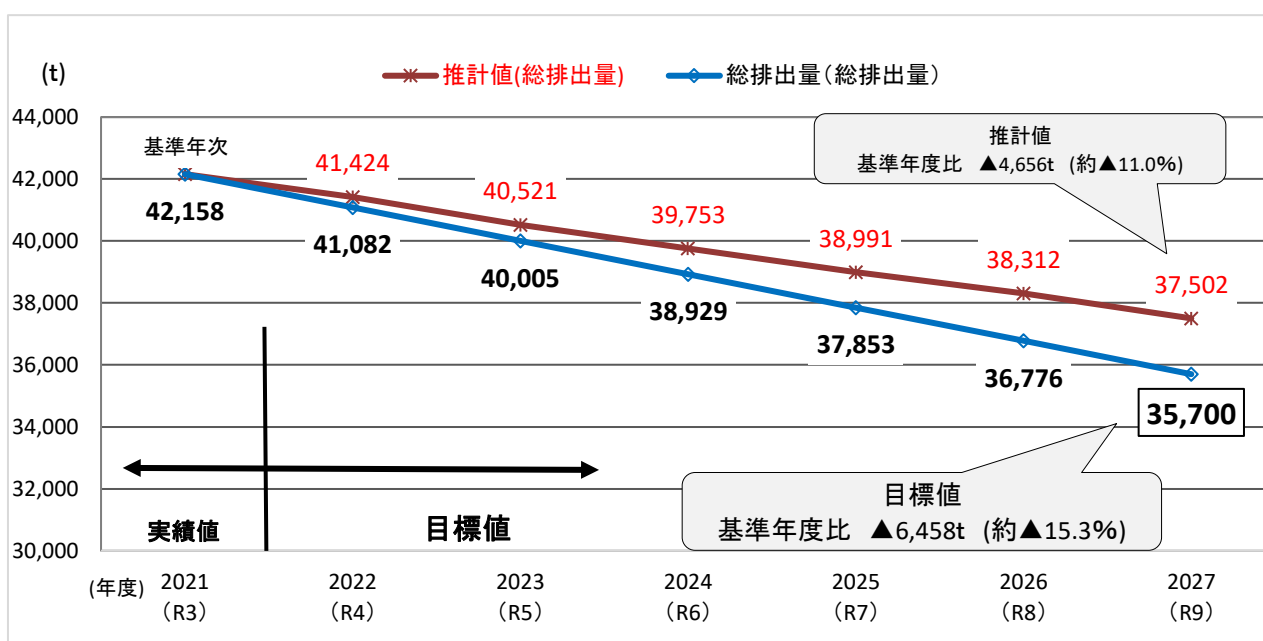
環境負荷の低減やごみ処理コスト縮減などを進めるためには、ごみの発生を抑制する必要があることから、リサイクルするものも含め一般廃棄物の排出抑制の進展度合いを総体的に測る指標として、1人1日あたりのごみの総排出量に着目して目標値を設定します。

＊ごみの総排出量とは：可燃ごみ、不燃ごみ、容器包装プラスチックごみ、資源物（紙布、びん、缶、ペットボトル）、危険・有害ごみ量の合計値。
剪定枝木量は含まない。

【目標値 1】 ごみの総排出量（1人1日あたりのごみの排出量）



ごみの総排出量（年間）



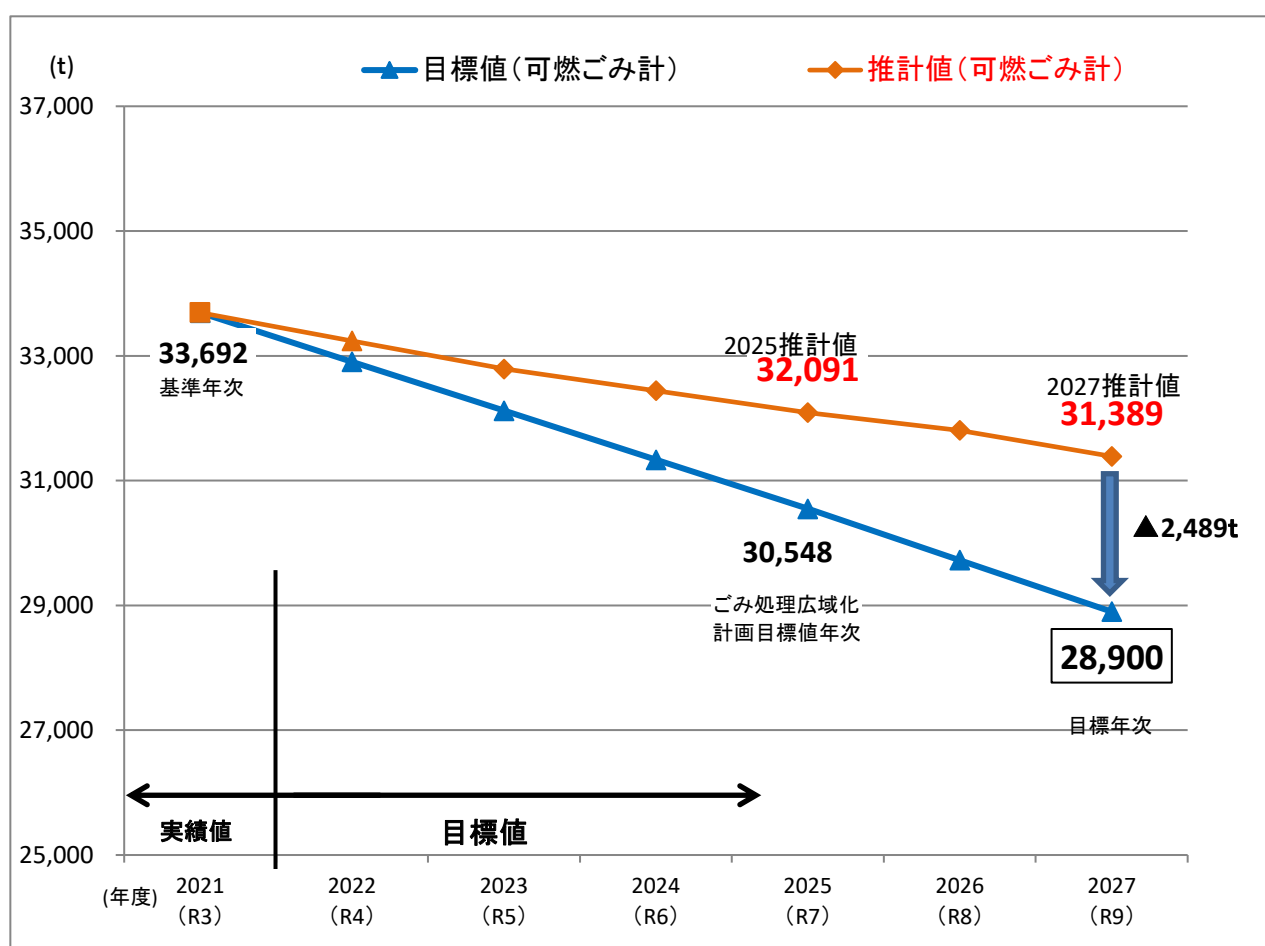
(2) 可燃ごみ排出量（家庭系・事業系）

現在のクリーンセンターを統合して、よりコンパクトな施設の建設を計画していることから、可燃ごみの排出量に目標値を設定します。

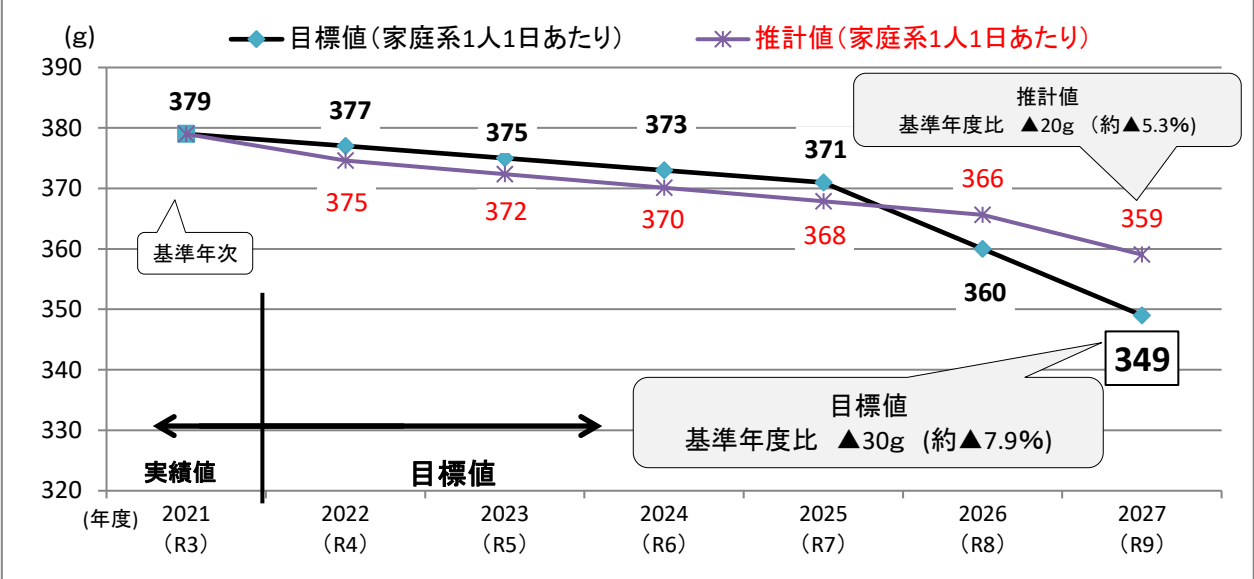
第4次ごみ処理広域化計画に定める2025年度（令和7年度）目標値を一里塚として、家庭系可燃ごみについては1人1日あたりの排出量、事業系可燃ごみについては総排出量について、それぞれ目標年次における目標値を設定します。

- ア 重点的に取り組んできた家庭系ごみの減量を引き続き促進
- イ 事業系ごみの適正処理と減量・再資源化の取組を重点化
- ウ 生ごみの発生を抑制する食材の使い切り、食べ切り及び生ごみ減量のための水切りや資源化を推進
- エ 可燃ごみに混入する紙・布類、剪定枝木の資源化の推進

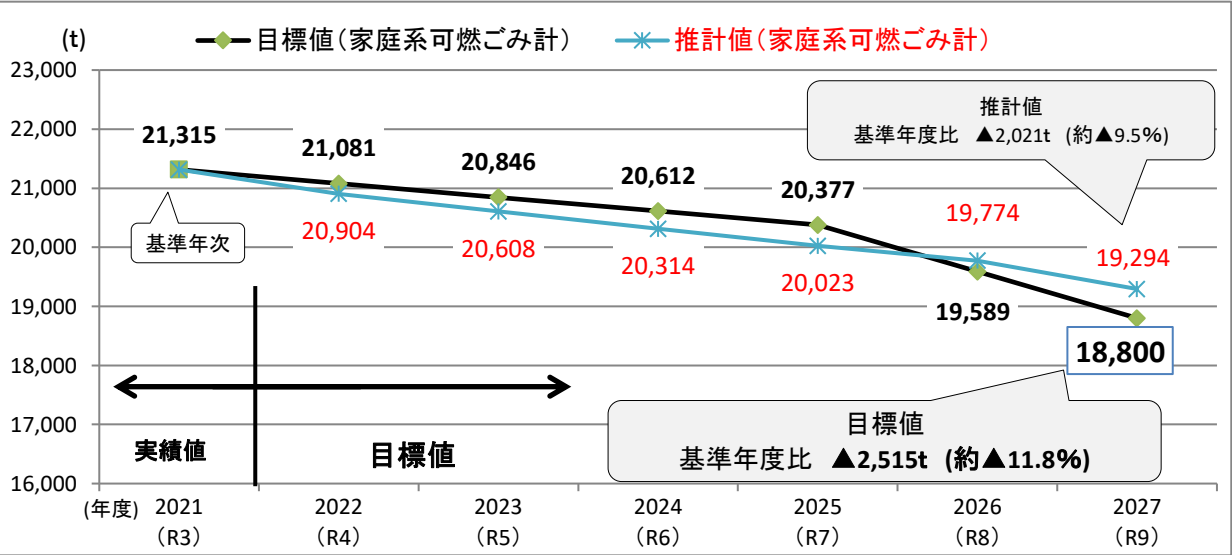
【目標値2】可燃ごみ排出量（年間）



【目標値 2－1】 家庭系 1 人 1 日あたり可燃ごみ量



家庭系可燃ごみ量



トピックス③ ～ごみの重さの目安～

◎一般廃棄物処理事業実態調査「令和2年度実績」

長野県民1人1日当たりのごみ排出量...807g

「“チャレンジ800”ごみ減量推進事業」

800g達成まで、あと7g)

◎農林水産省及び環境省「令和2年度推計」

国民1人1日当たり食品ロス...お茶碗1杯分(約113g)

◎一般廃棄物処理事業実態調査「令和2年度実績」

上田市民1人1日当たりのごみの総排出量...玉ねぎ約4個分(767g)

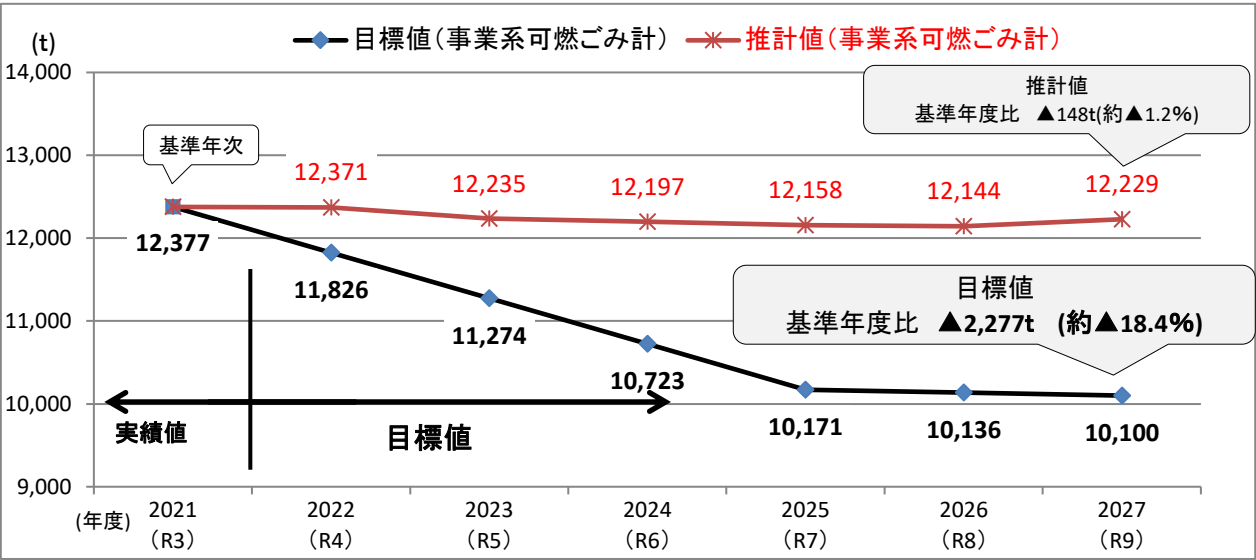
2027年度(R9)最終年次目標値(664g)達成まで、

あと、ナス1本分(85g)！

<標準的なものの例示>

卵	...	約 50g	ナス	...	約80g	きゅうり	...	約 100g
玉ねぎ	...	約 200g	りんご	...	約 300g	大根・牛乳	...	約1,000g

【目標値 2－2】事業系可燃ごみ量



直近10年間の実績値から、最もごみ量が少なかった平成21年度の実績値10,660 t 以下を目指します。

■ 中間見直しによる可燃ごみ量目標値の考え方

◆ 家庭系可燃ごみ量の目標値の設定

家庭系可燃ごみ量の過去10年間の傾向から算出した令和9年度の推計値は19,294 t であるが、更なるごみ量の削減に努めるものとして、令和9年度の目標値を18,800 t としました。

◆ 事業系可燃ごみ量の目標値の設定

- ① 事業系可燃ごみ量は、過去10年間に於いてほぼ横ばい又は微増の状況であり、この傾向から算出した令和7年度の推計値は12,158 t でした。
- ② 一方で、上田地域広域連合の「第4次ごみ処理広域化計画（令和3年策定）」においては、令和7年度の事業系可燃ごみ量の目標値として、国が定めた目標である「15%削減」を採用し、10,171 t としています。
- ③ 上記のように、令和7年度の推計値（12,158 t）と、「ごみ処理広域化計画」で定めた目標値（10,171 t）の間に約2,000 t の大きな乖離があることを踏まえつつ、目標達成に向け鋭意取り組むとともに、令和7年度以降も引き続きごみ量の削減に努めるものとして、令和9年度の目標値は10,100 t としました。

◆ 可燃ごみ量の目標値の再設定

事業系可燃ごみ・家庭系可燃ごみの目標値の再設定をまとめると以下のとおりとなります。

	家庭系	事業系	可燃ごみ
当初計画目標値	18,100t	10,600t	28,700t
変更目標値	18,800t	10,100t	28,900t

令和9年度の可燃ごみ目標値28,900 t に向け、家庭系可燃ごみ及び事業系可燃ごみの両輪で減量化を推進します。

3 K P I（重要業績評価指標）の設定

目標値を達成する上で、重要な要素となる取組を掲げ、目標値とともに進捗を管理することとします。

○リサイクル率 25.7%(2021 R3)⇒ 25.0%以上を維持(2027 R9)※

○最終処分量 1,948t(2021 R3)⇒ 1,000t(2027 R9) 約948 t減少

○不燃ごみ排出量 2,319t(2021 R3)⇒ 2,000t(2027 R9) 319 t減少

○容器包装プラスチックごみ排出量 2,364t(2021 R3)⇒ 2,150 t(2027 R9) 214 t減少

※資源物のうち、紙類の回収量が大幅な減少が見込まれリサイクル率は低下しますが、新たな施策や分別の徹底などにより25%以上を維持します。
県内19市の平均リサイクル率22.7%(H27一般廃棄物処理事業実態調査)を上回ります。

(1) リサイクル率と最終処分量

ごみの分別を徹底することにより、可燃・不燃ごみから資源物を取り除かれます。可燃ごみでは焼却量が少なくなり焼却残渣が減少します。不燃ごみでは搬入量が少なくなるため、施設の効率的な稼働が確保され、資源物の捕捉量が高まり、埋立残渣が減少する好循環が期待できます。

リサイクル率は、特に紙類の店舗回収ルートでの回収量が増加する一方で、自治会回収量の減少が見込まれるため、現状値よりも低下するものと推計します。

(2) 不燃ごみ排出量

不燃ごみに混入するびんや缶、容器包装プラスチックごみなど、資源物との分別の徹底により減量の余地があるため減量数値を示します。

なお、不燃ごみ排出量は人口に応じて減量が見込まれ、週1回の収集体制について温室効果ガスの削減の観点からも検討を要します。

ア 1人当たりの排出量を現状値以下に抑制

イ 1人当たり排出量が少なく、収集頻度の見直しを検討

(3) 容器包装プラスチックごみ排出量

容器包装プラスチックごみは、日常の消費生活を送る上である程度意識しないと、消費段階での減量は困難と考えられますが、食品トレーなどは店頭での回収ルートが確立されており、ごみの排出時点で減量への取り組みは可能です。また、マイバッグ持参・レジ袋削減運動なども展開されており、ごみ総量を削減する上で容器包装プラスチックごみの排出量を抑制する必要があるため減量数値を示します。

ア 混入するペットボトルを分別しリサイクルルートに

イ 容器包装プラスチックごみとそれ以外のプラスチックごみ（バケツや歯ブラシ、おもちゃなど）の分別の徹底

ウ マイバッグ活用によるレジ袋削減の推進

エ 食品トレーの店頭回収の利用

(4) 資源物

資源物は、可燃・不燃ごみ量を減らすため、資源物回収に誘導し再資源化を推進しています。大型店舗などでは、資源回収ボックスを独自に設置して資源化ルートを確保しており、市の回収量は年々減少傾向にあります。こうしたことから目標値は設定しないこととします。

資源物のうち、紙布類は平成24年度の6,476tから令和3年度には2,640tと大きく減少しています。これは、自治会の資源物回収から大型店舗で常時資源物を受け入れる回収ボックスに紙類が流れたことと、紙類の主力である新聞や雑誌類の発行部数の減少^{*}にも要因があると考えられます。

※家計調査報告（総務省）、（一社）日本新聞協会、（公社）全国出版協会資料による

各指標の実績と目標値

指標	単位	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022(R4) 中間目標値	2027(R9) 目標値
リサイクル率	(%)	27.1	26.9	26.7	26.1	26.6	25.7	25.0以上	25.0%以上 を維持
最終処分量	(t)	2,153	2,234	2,072	2,110	2,073	1,948	1,400	1,000t (R3比 Δ948t)
不燃ごみ 排出量	(t)	2,396	2,463	2,489	2,575	2,686	2,319	2,200	2,000t (R3比 Δ319t)
容器包装プラスチック ごみ排出量	(t)	2,417	2,450	2,384	2,336	2,396	2,364	2,280	2,150t (R3比 Δ214t)

トピックス④ ～容器包装プラスチックごみの処理～

容器包装プラスチックごみは、収集後処理施設に運ばれ破袋した後、人の手によって再生原料物と不適物とに選別しています。選別作業は、バケツやプランターなど容器包装以外のプラスチックごみのほか、資源物回収対象のペットボトルやびん・缶、更には生ごみや、金属くずなどが数多く混入して、作業効率と再商品化の品質を低下させている状況です。容器包装プラスチックごみ回収量のうち約1割が再商品化の不適物です。令和3年度では、収集した容器包装プラスチックごみ2,364tのうち310t(約13%)が不適物でした。

不燃ごみと同様に人の手により選別されていることを認識して、分別の徹底を周知する必要があります。

マイバックを持参してレジ袋を断る行動は、資源の保全はもとより、容器包装プラスチックごみの減量に大きな効果があります。国の推計値に基づいて、上田市民が1年間にレジ袋をどの位使用しているか試算をすると約4,565万枚にもなります。重量換算では約456.5tです。これは、上田市が収集する容器包装プラスチックごみ1年間の約2割にあたる重さです。

私たちが買い物時に4回に1回断るだけで、年間約115tも減量できます。

マイバックが難しい人は、家にあるレジ袋をマイバック代わりに何回も使うことを強くお勧めします。

また、豊かな食生活を下支えする食品トレーは、多量に消費されており、私たちが目指すのはその使用削減ですが、食品トレーの店頭回収は、事業者の環境に対する取組姿勢を表すもので自主的・主体的に行われています。店頭回収したトレーは、トレーメーカーが構築したネットワークによって回収され、再びトレーとして生み出されています。この「トレーからトレーへ」という再生は、環境負荷低減の観点から「良いリサイクル」といえます。

市では、トレーを容器包装プラスチックごみとして分別収集していますが、環境にやさしいより良いリサイクルシステムが確立している店頭回収の利用を推奨しています。

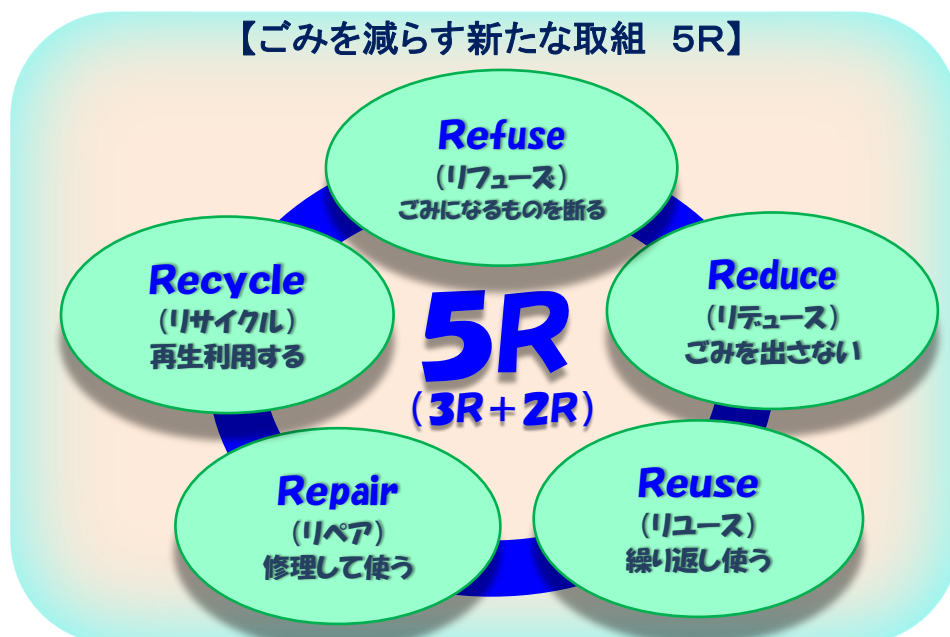
第5章 目標達成のための施策

第1節 個別施策

基本理念、および基本方針の3つの柱を踏まえて、目標達成のための個別施策を展開していきます。

1 協働による5R（3R＋2R）でゴミ減らし

ゴミの減量化にあたり、リデュース、リユース、リサイクルに、ゴミになるものを断るリフューズ、壊れたものを修理して長く使うリペアを加えた5Rを展開していくうえで、できるだけゴミを出さないことを目的に、リサイクルに先立って、リデュース、リユースの2Rを重点的に推進していきます。特に、可燃ゴミの減量施策を中心として位置付け、「市民」「事業者」「行政」がそれぞれの責任と役割のもと、ゴミの減量化に取り組んでいきます。



①市民の役割

市民は、自らが次に示す行動を実践するとともに、行政や事業者が実施する取組に協力して、ゴミの減量・再資源化を進めます。

リデュース、リユースの推進

○容器包装ゴミの削減

家庭ゴミとして多く排出される容器包装ゴミについて、買い物時のマイバッグ持参によるレジ袋削減、使い捨てよりも詰め替え商品の選択、過剰包装などの不要なサービスを断るなど発生抑制に取り組めます。

○商品再利用の促進

ものを大切に使うことを心掛け、壊れたものは修理して長く使う、不用になったものを譲り合って再利用するなど、何回も繰り返し利用することで、ゴミにしない取組を進めます。

リサイクル(分別)の促進

○適正な分別の徹底

限りある資源を有効活用するため、一人ひとりが正しい分別の意識を持ち、ルール違反ごみを減らすとともに、捨てればごみになってしまうものを正しく分別し、資源として活かせるよう適正な分別を行います。

○資源物回収の推進

資源として活かせるものを正しく分別し、自治会での資源物回収、ウィークエンドリサイクルを積極的に活用していきます。

生ごみの減量化

○使い切る、食べ切る、水を切るの推進

家庭において「食材は使い切る」「作った料理は残さず食べ切る」「捨てる場合は水を切る」ことへの取り組みによって、生ごみの排出量を抑制します。

○堆肥化の推進

ごみ減量化機器（コンポスト、乾燥式機器等）、ごみ減量化基材「ぱっくん」（段ボールコンポスト）の積極的な活用により、生ごみをなるべくごみにしないため、家庭での自己処理による減量に取り組みます。

②事業者の役割

事業者は、拡大生産者責任※により、自らが次に示す行動を実践するとともに、市民や行政が実施する取組に協力して、ごみの減量・再資源化を進めます。

※拡大生産者責任：製品に対する生産者の責任を、製品の消費後の段階まで拡大させるという環境政策上の考え方

食品ロスの削減

○食品残渣、食べ残しの削減

材料の仕入れ、調理において無駄のないよう適正な管理に努めるとともに、料理の食べ残しが減るための工夫に取り組みます。また、発生した生ごみは単独又は共同して資源化に努めます。

○製造、流通、販売方法の見直し

商品の製造、流通、販売の過程において大量の廃棄が生じないように、消費者のニーズを的確に把握することに努めます。

リデュース、リユースの推進

○環境負荷の少ない商品への取り組み

商品の簡易包装、小分け商品の販売、再生可能な商品、繰り返し使える商品の推進に取り組みます。

○リユース品の利活用の促進

一時的な消費によりごみとなるものの使用をできる限り抑制し、再利用可能なものの使用を積極的に進めます。

エコ・オフィスの推進

○資源の節約

環境への負荷軽減の意識を高めるとともに、省エネ・省コストなど、限りある資源の有効活用に取り組みます。

○適正な分別の徹底

事業所から発生するごみについて自ら適正に処理を行うため、社内研修の実施による従業員の意識向上を図り、ごみについて正しい理解を深め、商品の製造、流通、販売の過程で排出される生ごみなどのごみも含め、適正な分別の徹底と資源リサイクルの推進に取り組みます。

③行政の役割

市は自らの責任において、市域のごみを適正に処理するとともに、ごみの減量・再資源化に向けて、市民・事業者へ積極的に働きかけ、行動に結びつく機運の醸成に努めます。

生ごみ減量の推進

○減量・資源化施策の推進

可燃ごみに多く含まれる生ごみは、「生ごみリサイクル推進プラン」に基づき、家庭・事業者のそれぞれが減量・再資源化への取組みを推進する必要があります。

家庭系生ごみについては、全市における自己処理に向けパンフレット等を利用した周知・啓発や、ごみ減量化機器購入の補助事業等を継続するとともに、「ぱっくん」の普及を図り、家庭での生ごみの自己処理を推進します。さらに、自己処理が困難な地域に限定して分別収集を行うこととし、収集した生ごみは、丸子陣場地区を建設地とした「有機物リサイクル施設」により堆肥化処理し農業利用へとつなげます。

事業系生ごみについては、焼却せず、たい肥化等のリサイクル処理へ誘導するため、民間のリサイクル処理業者への搬入等について、生ごみを多く排出する事業所に協力を呼びかけます。

事業系ごみ削減の推進

○適正な処理に関する周知、指導

事業所から排出される一般廃棄物の実態把握に努め、事業系ごみ減量マニュアルの活用による適正なごみ処理を促すとともに、講習会の開催、クリーンセンターで実施する収集ごみの内容物検査などにおいて周知、指導の強化を図ります。

○多量排出事業者への対応

事業所への訪問により、処理の実態把握に努めるとともに、減量計画書の提出の徹底を図り、計画書に基づく適正な処理の指導を行います。

分別の徹底

○適正な分別方法の指導

市のごみの出し方に基づき、市民からの問い合わせに適切な案内を行うとともに、機会を捉えて市民、事業者へ適正な分別方法を説明、指導することで、ごみの分別意識の高揚を図ります。

○現状に即した分別体制の構築

社会の変化に対応するごみ処理の実態を的確に把握するため、研修会などへの参加により制度を正しく理解し、他市町村の動向を踏まえながら、高齢化社会の進展など現状に即し効果的で効率的な分別体制の構築を目指します。

食品ロス削減

○「残さず食べよう！30・10運動」の推進

宴会時における食べ残しを減らすことにより食品ロスを削減するため、啓発グッズの活用などによる周知の強化を図り、ホテル、旅館、飲食店などとの協力によって運動を推進していきます。

○関係課との協力による推進

フードドライブ*の実施、食育活動、イベント時での啓発など、関係課所との協力を図りながら、食品ロスを削減するための取組を推進していきます。

※フードドライブ：家庭で消費されない食料品を集め、フードバンク**団体や福祉施設などに寄付する運動

※フードバンク：まだ食べられるのに処分されてしまう食品を企業などから寄付していただき、食べ物に困っている方や、福祉施設などに無償で届ける活動

資源物回収の促進

○環境整備の実施

資源物回収促進交付金の交付など、自治会による資源物回収の活動支援、ウィークエンドリサイクルの継続実施、また、新たに資源となり得るものについても検討を行い、回収の環境を整備することにより資源化を促進していきます。

○古着等回収の実施

全市で実施している古着回収について、より市民が排出しやすい体制となるよう見直しを図るとともに、回収量の増加に向けた周知・啓発に努めます。

2 「ごみを減らす」暮らしへの提案

家庭、事業所、また子どもから高齢者まで、各々の現状に即して「なるべくごみを出さない」ライフスタイルや事業スタイルを促すための参考となる情報をわかりやすく発信し、ごみを減らす暮らしを提案し環境保全に努めていきます。

①わかりやすい情報発信

ごみの現状を周知

広報誌、市のホームページ、新聞記事への掲載、パンフレットの配布など様々な媒体を通じて、市民、事業者へごみ処理の状況、分別の方法、減量への取組などを広く伝え、わかりやすい情報の発信に努めます。

新たな発信手段の確立

○ごみ分別アプリ「さんあ〜る」の導入により、自治会未加入者や外国人など従来の方法では情報が行きわたりにくい市民にも、広く情報を発信することが可能となりました。利用者の拡大を図るとともに、適正分別・減量化への意識の高揚につながる情報発信に努めます。

②積極的な啓発活動

エコ・ハウス及びごみ減量アドバイザーとの連携

○ボランティア団体「エコ・サポート21」は令和3年11月に約20年間に及ぶ活動を終了しました。今後、ごみ減量・再資源化や適正分別等について、より効果的・効率的に市民へ周知啓発ができるように、エコ・ハウスの運営やごみ減量アドバイザーの在り方等について見直しを進めるとともに、更なる連携強化を図ります。

市民との対話と協働

市は、自治会及び各種団体等への説明会・出前講座など、市民や事業者との直接対話の場を設けて、ごみの減量・再資源化への理解を深めます。また、大学の知見と学生の若い力を活かし、上田市が抱えるごみ処理や温暖化防止対策などの課題を共有して、環境にやさしいまちづくりを協働して進めます。

新型コロナウイルスの影響により、直接の対話が困難な状況でも、オンラインによる説明会や動画配信など、住民との対話や情報共有の方法について検討していきます。

③環境教育の充実と推進

ごみに関する学習機会の充実

ごみの減量・再資源化に関する社会意識を育むために、学校や地域活動の場において、ごみ処理施設の見学や動画の配信などの環境教育に積極的に取り組み、特に子どもたちへ向けて環境問題に関心が高まるように学習機会の充実を図ります。

3 適正な処理と安心快適なまちづくり

生活環境を保全し、環境にやさしく暮らしやすいまちづくりのため、ごみの排出状況に応じた効率的な収集体系や適正な処理体制の構築を図ることが必要であり、ごみ処理経費の削減や環境負荷の低減にもつながります。

さらに、不法投棄、災害ごみへの対策を講ずることにより、安心快適のまちづくりに努めます。

①効率的な収集体系の確立

適正なごみの出し方の徹底

ごみ指定袋への不適合物の混入、地域外や無記名によるごみ出しなどのルール違反に対して適正なごみの出し方を徹底するため、違反者や収集委託業者に対する指導を行い、円滑なごみ処理を目指します。

収集体系の検討

ごみ収集量の把握に努め、実態に即した適正かつ効率的な収集体系を構築することにより、経費の削減、環境への負荷低減を図るとともに、これからの超高齢社会への対応を含めた収集体系を検討していきます。

②適正な処理体制の構築

中間処理施設整備計画

焼却施設については、上田地域広域連合により、統合クリーンセンターである資源循環型施設の建設計画が進められており、設備規模をコンパクトにして、かつ、ごみを資源にしてエネルギーを創出するなど、環境にやさしく地域社会と共生する施設を目指します。

不燃物処理資源化施設の整備については、広域連合の方針に基づき、統合クリーンセンターに併設せず、民間活力を活用しながら、分散化に向けた具体的な検討・調整を進めることとします。

また、老朽化している現焼却施設及び不燃物処理資源化施設は、適正な維持管理による延命化に努めます。

最終処分場整備計画

埋立物をなるべく出さないごみ処理体制を構築することで、施設の延命化を図りつつ、ごみ処理広域化計画に示された整備方針に従い最終処分場の建設を検討していきます。

③ごみ処理費用の抑制

費用の抑制と適切な負担

効率的で経済的なごみ処理を進め、処理費用の抑制を図るとともに、ごみ処理広域化計画に基づく統合クリーンセンター稼働時における、ごみの分別・回収の統一化方針を踏まえ、排出量に応じた適切な処理費の負担を求めています。

④不法投棄対策

監視と通報体制の強化

不法投棄を未然に防ぐため、関係機関との協力により重点箇所への監視パトロールを強化するとともに、投棄物を発見した際、迅速な対応ができる体制の強化に取り組めます。

不法投棄のない環境づくり

美しい環境を保全するため、市民、事業者、各種団体の協力により日頃から地域の美化活動に取り組み、啓発看板を設置するなど不法投棄をしない・させない環境を整備し、安心快適なまちづくりに努めます。

⑤災害への対応

災害時における処理体制の確立

短期間に集中的かつ多量に発生・排出される災害ごみを、市民や事業者が市が指定する排出方法に従い分別排出し、生活環境に支障が生じないよう効率的に収集するため、令和4年度に策定した「上田市地域防災計画」に基づき、市内の収集運搬業者及び廃棄物中間処理業者の協力を得ながら、迅速な収集・処理体制を整えます。

第2節 計画の周知・啓発と進行管理

1 計画の周知・啓発

ごみの減量・再資源化の取り組みにあたっては、市民・事業者及び行政が、ごみ処理基本計画に示す理念や方針、目標などについて理解を深め、共有することが必要です。

その上で市は、市民が一丸となってごみ減量に取り組むことができるように、各主体の役割に応じた具体的な行動指針を「上田市ごみ減量アクションプラン」に示し、基本理念や目標及びそれらの達成に向けた施策の内容などを、広報紙や市のホームページ、研修会などを通じて広く周知・啓発を図ります。

2 計画の進行管理

ごみ処理基本計画は、循環型社会の形成に向けた本市の指針となる計画であることから、目標達成の進捗状況や計画が市民・事業者に周知されているか、計画に従って施策が遂行されているか、施策は効果を挙げているか、などの観点から評価・検証し適切に見直していく必要があります。

計画の進行に係る評価・検証は、目標の達成度などを毎年度市において自己評価するとともに、関係する機関において検証を行います。進行管理にはPDCAサイクルを取り入れ、施策をより効果的かつ効率的なものとして改善を図ります。